

平成20年第1回基山町議会（定例会）会議録（第4日）						
招集年月日	平成20年3月10日					
招集の場所	基山町議会議場					
開閉会日時 及び宣告	開会	平成20年3月13日	9時46分	議長	酒井恵明	
	散会	平成20年3月13日	14時55分	議長	酒井恵明	
応（不応） 招議員及び 出席並びに 欠席議員  出席13名 欠席1名	議席 番号	氏名	出席等 の別	議席 番号	氏名	出席等 の別
	1番	大山勝代	出	8番	林博文	出
	2番	重松一徳	出	9番	大山軍太	出
	3番	後藤信八	出	10番	松石信男	出
	4番	鳥飼勝美	出	11番	原三夫	出
	5番	片山一儀	出	12番	平田通男	出
	6番	品川義則	出	13番	池田実	出
	7番	一万田裕伸	欠	14番	酒井恵明	出
会議録署名議員	9番	大山軍太		10番	松石信男	
職務のため議場に 出席した者の職氏名	(事務局長) 宮原 昭		(事務局長補佐) 古賀初美		(書記) 毛利博司	
地方自治法 第121条に より説明の ため出席 した者の 職氏名	町長	小森純一		保育園長	古賀芳博	
	副町長	古賀徳實		福祉課長	岩坂唯宜	
	教育長	松隈亞旗人		生活環境課長	平野 勉	
	会計管理者	佐藤吉博		経済課長	吉浦茂樹	
	総務課長	大石 実		建設課長兼 下水道課長	古賀敏夫	
	企画課長	小野龍雄		学校教育課長	高木英文	
	財政課長兼 税務課長	安永靖文		生涯学習課長	内山敏行	
	住民課長	毛利俊治				
議事日程	別紙のとおり					
会議に付した事件	別紙のとおり					
会議の経過	別紙のとおり					

## 会議に付した事件

日程第 1	第 1 号議案	基山町課設置条例の制定に伴う関係条例の整備に関する 条例の制定について
日程第 2	第 2 号議案	基山町後期高齢者医療に関する条例の制定について
日程第 3	第 3 号議案	基山町議会委員会条例の一部改正について
日程第 4	第 4 号議案	基山町乳幼児及び児童の医療費の助成に関する条例の一 部改正について
日程第 5	第 5 号議案	基山町ひとり親家庭等医療費助成に関する条例の一部改 正について
日程第 6	第 6 号議案	基山町重度心身障害者の医療費の助成に関する条例の一 部改正について
日程第 7	第 7 号議案	基山町中小企業小口資金融資条例の一部改正について
日程第 8	第 8 号議案	基山町条例を廃止する条例の一部改正について
日程第 9	第 9 号議案	町道の路線の廃止について
日程第10	第10号議案	町道の路線の認定について
日程第11	第12号議案	平成19年度基山町一般会計補正予算（第 6 号）
日程第12	第13号議案	平成19年度基山町国民健康保険特別会計補正予算（第 5 号）
日程第13	第14号議案	平成19年度基山町老人保健特別会計補正予算（第 4 号）
日程第14	第15号議案	平成19年度基山町下水道特別会計補正予算（第 5 号）
日程第15	第16号議案	平成20年度基山町一般会計予算
日程第16	第17号議案	平成20年度基山町国民健康保険特別会計予算
日程第17	第18号議案	平成20年度基山町老人保健特別会計予算
日程第18	第19号議案	平成20年度基山町後期高齢者医療特別会計予算
日程第19	第20号議案	平成20年度基山町下水道特別会計予算
日程第20	第21号議案	基山町国民健康保険条例の一部改正について
日程第21		予算特別委員会の設置について

～ 午前 9 時 46 分 開議 ～

議長（酒井恵明君）

ただいまの出席議員数13名で、定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。

これより直ちに開議します。

日程第 1 第 1 号議案

議長（酒井恵明君）

日程第 1 . 第 1 号議案 基山町課設置条例の制定に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを議題とし、本案に対する質疑を行います。鳥飼議員。

4 番（鳥飼勝美君）

昨年の12月に課設置条例が改正されて、それに伴う関係条例の整備ということで今回上程されております。ということで、それはわかりますけど、私といたしましては、この条例を何で12月のときに同時に課設置条例と一緒に提出しなかったのか。課設置条例が改正になれば、同時にこの第 1 条から第10条までありますから、同じ条例で同時的に改正すべきではなかったのか、そのことについてお伺いいたします。

議長（酒井恵明君）

総務課長。

総務課長（大石 実君）

この件に関しましては、その課設置条例を提出するときに出してもよかったと思っております。ただ、今回出しても別に、4月1日からの施行でございますので、問題はないものと思っております。

議長（酒井恵明君）

鳥飼議員。

4 番（鳥飼勝美君）

よかったかという、認識の違いだと思いますけど。同じ条例で町民に対して課設置条例が改正になれば、それに関連するのは同時に議会に対する町民に対して改正すべきであって、4月だから間に合うとか、そういうものでなくて、基本的なことについてのお尋ねでございますので、今後ほかの条例改正等につきましても、一つの基本条例が変わってそれに関連する付随があったときには、同時的に一部改正すべきと思います。再度お願いします。

議長（酒井恵明君）

総務課長。

総務課長（大石 実君）

今後そのように努力していきたいと思います。

議長（酒井恵明君）

ほかにございませんか。原議員。

11番（原 三夫君）

条例そのものではないんですが、関連でございます。

この課設置条例の改正に当たり、実行される前に町民に戸惑いがないような体制をつくっていただくように要望いたしておりました、総務委員会から。というのは、ホールにおいてちゃんとした説明をする総合案内といえますか、そういうのを当分の間配置していただくように。それは現実どういうふうになっておりますか。もう決まっておりますか。

議長（酒井恵明君）

総務課長。

総務課長（大石 実君）

する方向で検討しております。

議長（酒井恵明君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（酒井恵明君）

ないようですので、以上で第1号議案に対する質疑を終わります。

## 日程第2 第2号議案

議長（酒井恵明君）

日程第2 . 第2号議案 基山町後期高齢者医療に関する条例の制定についてを議題とし、本案に対する質疑を行います。松石議員。

10番（松石信男君）

3点ほどお伺いいたします。

まず1つは、何回も申し上げておりますが、資格証明書の発行でございます。75歳以上の方で保険料を1年分滞納されますと保険証は渡さないと、かわりに資格証明書というふう

なっておりますが、もちろん事情を考慮するというふうになっております。そういう事情を考慮して、考慮した後、例えばどういう人に対してならば資格証明書を発行せざるを得ないというふうになるのか、その辺について説明ください。

議長（酒井恵明君）

住民課長。

住民課長（毛利俊治君）

資格証明書の発行でございますが、どういう人に対してということでございますが、まず基本的には滞納している保険料の納期限が1年を経過するまでに当該保険料を納付しない被保険者に対して保険証の返還を求め、資格証明書を交付いたします。なお、それに対しては、特別な事情等もございますので、その中のうちのまず1点目といたしましては、納付相談及び指導に一切応じないときとか、2点目といたしましては、納付相談及び指導において取り決めた納付方法を誠意を持って履行しないときとか、3点目といたしましては、納付相談及び指導の結果、所得とか資産等を勘案しても十分な負担能力があると認められるにもかかわらず、納付方法等の取り決めに応じない被保険者等々に対しまして資格証明書を発行することになっております。

以上でございます。

議長（酒井恵明君）

松石議員。

10番（松石信男君）

ちょっと質問の仕方が悪うございました。これ3回しかできませんので、私もうっかりしておりましたが、それで今聞きますと、我々の常識からいえば悪質な部分と、お金を持っているにもかかわらず逃げたりすると、納税相談にも応じないと、そういう悪質な部分というふうに理解をしたいというふうに思います。機械的に発行はないと。1年分滞納したから、さあ保険証取り上げますよというふうにはならないというふうに理解します。

それで、2回目ですが、2回目ちょっとまとめて、今までの説明の中でも出されておりました。私も言いましたけれども、この後期高齢者医療制度について、町としても広報「きやま」に6回ぐらいですか、載せてあります。しかし、なかなか実態として知られていないと、私も含め、残念ながらよく知ってないと。この前の説明会があってやっとわかったような次第でございます。町民の方には、非常にそういう意味じゃあまだこの内容が知れ渡ってない

というふうなことだろうと思います。それで、聞くところによりますと、県内の市町村においても、村はありませんが、市町においても説明会がされていると。例えば、どこがされるかと言うと、例えば神崎市あたりは大字別に説明会をしてみると、それから佐賀市は各校区別にしているとちゅうことで、やはりこの内容の周知徹底を図るということをされているようですが、私は各区別とは申しませんが、少なくとも町長が懇談会とか計画されておる範囲内でも説明会をすると、ただ単に出前講座で、出前講座ももちろんいいわけですが、やっぱりきちとした、こっちから出向いて説明会をする必要があるというふうに思いますが。それが1つと、それからもう一つ、第6条の延滞金のところで、滞納すれば14.6%ということで利息を取るというふうになっております。これは非常に今の常識ちゅうですか、預貯金の利率から見ても非常に高いなと、もちろんこれは決まっていると言われればそれまでですが、非常に高いなというふうに感じるわけですが、これは町税と同じで決まっていますからということでございますけれども、少なくとも介護保険料に関してはそういういろんな特殊事情があるわけで、これを引き下げるとかそういう検討はされたんですか。

議長（酒井恵明君）

住民課長。

住民課長（毛利俊治君）

まず1点目の住民の方への周知でございますが、確かに出向いて開催をしたほうがいいと思いますけど、それにつきましては今後検討させていただきたいというふうに思っております。

第6条の点の延滞金につきましては、基本的に町税等とのやはり均等といいますか、不均衡があってはならないということで、この保険料につきましても、また町税及び国民健康保険税につきましても延滞金の率は同じでございます、それとの均衡を図りまして14.6%というふうにさせていただいております。

以上でございます。

議長（酒井恵明君）

ほかにもございませんか。重松議員。

2番（重松一徳君）

今度の条例の制定は、町における事務的なことが問題だというふうに思います。今回普通

徴収にかかわる保険料の徴収も基山町でされるわけですが、年金があれば、180千円以上あれば年金のほうから天引きという形になるんだらうと思います。年間180千円以下の方についてはこれ普通徴収になるわけですが、今町内の方で75歳以上のこの後期高齢者制度に当てはまる方で年金が180千円以下というのは町内にどのくらいいらっしゃるか、わかれば教えてください。

議長（酒井恵明君）

住民課長。

住民課長（毛利俊治君）

年金が180千円以下という数字は把握はいたしておりませんが、普通徴収になる方につきましては、広域連合の試算では約2割程度ということでの試算が出ております。

以上でございます。

議長（酒井恵明君）

重松議員。

2番（重松一徳君）

年金が本当180千円以下という方というのは、もう生活的には大変苦しい方でもあり、75歳という年齢を考えればほかに収入がないというのが常識的に考えてもありますけども、2割という中には当然65歳以下の方も含まれる関係で普通徴収になるんでしょうけども、ぜひここは調べて、もし生活困窮者の方いらっしゃればぜひ何らかの措置をしなければ、今問題になっている孤独死を含めて、発生するのではないかというふうに心配しております。ぜひこの点については配慮をしていただきたいという意見を述べさせていただきます。

議長（酒井恵明君）

ほかにもございませんか。片山議員。

5番（片山一儀君）

先ほど延滞率16%がほかと同じである、全部同じであるというふうな回答をいただいたんですが、これからのこともあるんでちょっとお伺いしたいんですが、これは町が決定権限を持ってる事項ですか、自治事務ですか、委託事務ですか。そこらあたりの回答をお願いいたします。

議長（酒井恵明君）

住民課長。

住民課長（毛利俊治君）

延滞金の率につきましては、各市町村別での決定で議会の議決をもって率を決定するというふうに後期高齢者に関してはなっております。

議長（酒井恵明君）

片山議員。

5番（片山一儀君）

これは県で決めて、その徴収とか何かが町でやるんじゃないんですか。率まで市町村で決められるんですか。

議長（酒井恵明君）

住民課長。

住民課長（毛利俊治君）

申しわけありません。延滞金の率につきましては、先ほども申し上げましたとおり、市町村の取り扱いに準じ定めるものでございまして、地方自治法の第231条の3第2項の規定によりまして条例で決めるというふうになっておりますので、それに基づきまして条例で率を定めております。

以上でございます。

議長（酒井恵明君）

片山議員。

5番（片山一儀君）

ということは、16%は変われる可能性があるというように理解してよろしゅうございますか。

議長（酒井恵明君）

14.6%です。先ほどもちょっと。

5番（片山一儀君）続

14.6%、はい。変えることはできると理解してよろしゅうございますか。

議長（酒井恵明君）

住民課長。

住民課長（毛利俊治君）

この率につきましては、制定規定でございますので、これを上げたり下げたりは中ではで



きるといふふうに理解はいたしております。

議長（酒井恵明君）

ほかにございせんか。後藤議員。

3番（後藤信八君）

徴収にかかわる、例えば普通徴収の場合は7月から9回に分けてといふふうなあれでありますけども、これはちょっと実務的に例えば10月に、後期高齢に対象になるのは誕生日当日からといふふうに聞いておりますが、例えば10月に75歳になる方は、その前の日までは74歳で国保のほうに入っておるといことですね。前年の収入に対して国保のほうでずっと払ってる保険料を75歳の当月から多分切りかえないかんという形になると思うんですが、その辺の事務的な手続とか案内とか、そういうやつはそれぞれ町のほうから行くんでしょうか、途中で変わる場合。ちょっとその件お願いします。

議長（酒井恵明君）

住民課長。

住民課長（毛利俊治君）

納付の通知につきましては広域連合から参ります。その納付の通知に基づきます徴収は市町村が行います。それが切りかわる通知につきましては、まずうちのほうから75歳になる方に対しての所得情報を広域に送りまして、その分に基づきまして特別徴収ができるかどうかの判断を行いまして、できるならば特別徴収で、できないならば普通徴収でという判断の納付の通知は広域連合のほうから行くことになります。

以上でございます。

議長（酒井恵明君）

後藤議員。

3番（後藤信八君）

被保険者のほうから自分で75歳になったから手続に行って、保険料がああなるこうなるということ聞いてそっから始まるのか、自動的に何かこう、前年の所得はもう国保の中で掌握されとるわけですから、自動的に変わるのか。自動的にはならんと思いますけど、要は被保険者側からしたら75歳の誕生月から後期高齢に入るわけですから、4月から全員が一斉に入るわけじゃないといふふう書いてますんで、物すごその辺が注意しとかんとどないしたらええんやちゅう話がいっぱい来るような気がするんですけど、その辺のことについて。

議長（酒井恵明君）

住民課長。

住民課長（毛利俊治君）

まことに申しわけありませんけど、本人が手続をすべきか本町のほうで自動的になるかということについては、今手元に資料を持ちませんので、その点については報告は後でさせていただきます。と思っています。

議長（酒井恵明君）

じゃあ後刻報告するね。休憩してしょうか。

暫時休憩します。

～ 午前10時6分 休憩～

～ 午前10時11分 再開～

議長（酒井恵明君）

休憩中の会議を再開いたします。

住民課長。

住民課長（毛利俊治君）

時間をとらせましてまことに申しわけありませんでした。

先ほど後藤議員さんの御質問の10月なら10月に75歳になる方についての個人の手続はどうなるのかという質問でございますが、これに関しましては本町のほうから各被保険者というか、対象者の方に個人通知を行いまして、その個人通知に基づきまして後期高齢者の資格の取得の手続をとっていただくこととなります。今までがそういう方たちが社会保険ないしは国民健康保険の被保険者でございますので、国民健康保険の被保険者である方は国民健康保険の喪失手続もあわせて一緒にとっていただくという形になります。それと、先ほど10月から75歳になる方の特別徴収とかそういう関係はどうなるのかというお問い合わせでしたけど、私が広域連合のほうから通知を差し上げると申しましたのは、税の決定通知を広域連合から行いますという意味での決定通知でございます。納税通知に関しましては、基山町のほうから行います。

以上でございます。

議長（酒井恵明君）

後藤議員。

3番（後藤信八君）

今のようなことが一番心配されることだし、先般の今回の広報に入った県の国保だよりと広報で記載されました国保だより比較しましても、県の国保だよりのほうでは75歳以上の人を対象にした後期高齢者が始まりますと、4月からは国保の保険証使えませんという表現になってるんです、こちらは、4月から。だから、恐らくこれ県とそういう調整をきちっとしとかないと、これだと4月から一斉に国保の75歳以上の人は保険証が使えんという表現になっております。よく見てください、国保だより、県の、同じ広報に入るとるやつです。もちろん基山町の広報では75歳になる誕生日の当日からになりますということは、こちらははっきり書いてます。したがって、そういうこともあるんで、今のような事務上のこととかもいろいろそれぞれの個人がわかりやすく、結局年金と同じようなことが、全員一斉切りかえだとかいうこと起こりませんが、個別に毎月誕生日で変えるということは年金と同じような事態が、その辺の事務に注意しとかないと、しないと忘れた、気づいてないちゅう話がいっぱい出てくると思いますんで、ぜひその辺を個別の人に丁寧に町のほうから事務のことについて案内いただきますように、よろしくお願い申し上げます。

議長（酒井恵明君）

今のは重要なことですからね。

ほかにございませんか。池田議員。

13番（池田 実君）

保険料についてお聞きをいたします。

私ごとで恐縮でございますけれども、私は来年の5月21日から75歳になります。その場合、保険料というのは国保と、それから介護保険とどういうふうになっていくんでしょう。具体的にお聞きいたします。

議長（酒井恵明君）

住民課長。

住民課長（毛利俊治君）

来年の5月21日からということでございますので、5月21日以降につきましては後期高齢者医療ということになります。保険料につきましては、5月分に、ちょっと日割りであったか月割りだったかちょっと私記憶しておりません。申しわけありません。調べておりませんので、ただ4月までの分につきましては国民健康保険なら国民健康保険の保険料を払ってい

ただくという形になります。6月以降の分につきましては、後期高齢者の保険料を払っていただくという形になると思います。

以上でございます。

議長（酒井恵明君）

池田議員。

13番（池田 実君）

通常、3月いっぱいでしたしか仕切られるんじゃないかと思うんですけども、ということは来年度の21年度の4月分だけが国保で、日割りか何かは別にしても、5月分については後期高齢者のほうで支払うということでしょうか。

議長（酒井恵明君）

住民課長。

住民課長（毛利俊治君）

4月分につきましては、20年度では課税はいたしませんので、21年度の6月になって所得が確定した後に一月分だけ、5月分だけちょっと申しわけありませんけど日割りかは別にしまして、4月分につきましては6月になってからの課税という形になると思います。

以上でございます。

議長（酒井恵明君）

よろしゅうございますか。（「はい」と呼ぶ者あり）

平田議員。

12番（平田通男君）

もう一回確認ですが、保険料のことについてもう一回確認します。

いわゆる基山町の国保家庭の中で、いわゆる75歳以上の高齢者を抱えているうちはたくさんあると思うんです。現在、国保の課税対象というのは家族の収入全部が課税対象になるわけです。それで、今度は75歳以上の高齢者がその世帯の中にいて、その人の所得も加えて課税対象になってるわけでしょ。今国保払ってるのは、世帯主が払ってるわけですね。国保税を決めるときには、そのうちの高齢者に所得があればその人の所得も合算して課税してるわけでしょうが。だから、例えば私なら私が、私の収入があって、私のおふくろの収入があれば、2人の収入を合算して国保税というのは加算されてるわけですね。それが、今度からは私のおふくろならおふくろの収入は全く別で、そしてその人の年金から天引きをすると

いうやり方になるわけですね。そうすれば、その税金の対象というのは、前年度の所得に対してかかってくるわけでしょ。そうですね。前年度の所得に対して税金をかけてきておるわけでしょうが、国保というのは。そうすると、その移行した時点ではどうなるんですか。具体的に、例えば私の場合は年に五十何万円かですよ。税金がかかってきている根拠というのは、私のおふくろの年金所得が二、三百万円あるわけです。それも合算してかかってきているわけですね。それが、今度はその所得がなくなるから、極端に言ったら私の所得だけに対してかかってくるわけでしょ。次の年から、それも。あくまでも課税というのは前年度所得に対してかかってきよるわけでしょ。だから、もっと言えば、私個人からいえば払い過ぎているような状況になるわけでしょ、その時点では。その辺の計算はどうなるんですか。例えば、あくまでも前年度所得だから、それはそれで押し切っていくって、次の年度から高齢者が持っている所得に対しては差し引きますよと、それを引いた額で別々に課税しますよということなんでしょ。そこで修正するんでは、当然。修正せんとおかしいでしょ。だから、どっかの時点でこの高齢者保険になった場合には修正が加えられるというふうに考えていいんですかね。

議長（酒井恵明君）

住民課長。具体的な説明を、答弁をしてくださいね。

住民課長（毛利俊治君）

国保税と後期高齢者医療の保険の課税の国保税に関する部分でございますが、国保税の課税につきましては、先ほど平田議員が言われたとおり前年度所得に対しての課税というふうになります。ただ、年度途中でその中の被保険者の方が後期高齢者なら後期高齢者のほうに移行した場合につきましては、その被保険者数が減ってしまいますので、改めてそこでの再度計算というふうになると思います。

以上でございます。

議長（酒井恵明君）

いいですか。要するに、住民課長、修正するっちゃうことですが。（「はい」と呼ぶ者あり）

ほかにはございませんか。片山議員。

5番（片山一儀君）

これは後藤議員の専門分野でありますんで詳しく質問しないんですけども、非常に私いい

かげんなことにびっくりしてるんです。今の質問でも、所得の計算は年度ではないです。前年です、1月1日起算じゃないですか。1月1日になってるから年度じゃないです。それから、資格の取得と喪失は、その日でもって喪失、翌日もって取得になってるはずですね。そこで切りかえであれもこれも、社会保険労務士である後藤さんの専門分野ですから詳しく聞きますけど、そこんところはきちっと押さえてもらとっかんとぐあい悪いですよ。大事なこと、切りかえだ何だっというの。調整が特別徴収の切りかえと調整と、それから我々みたいに年金で申告をして調整するやり方いろいろあるわけですから、そこあたりきちっと区分けをして説明をしていただかなきゃいけないと私は思いますが。しっかりしてください。よろしくをお願いします。

議長（酒井恵明君）

それは答弁。（「いや、いいです」と呼ぶ者あり）

住民課長、何か答弁する。ただ、今片山議員がおっしゃったのはしっかり肝に銘じてやってください。住民課長、何か言いたさそうですから。

住民課長（毛利俊治君）

まことに申しわけありませんでした。先ほど所得関係とかそういうもので前年度という表現を使っていたしました。前年分の所得でございます。今後そういう言葉の表現については十分注意をさせていただきます。

議長（酒井恵明君）

片山議員、マイクの前に何か置いてありますか。（「いや、何も置いてない」と呼ぶ者あり）何か音声が、声が。はい、わかりました。

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（酒井恵明君）

ないようですので、以上で第2号議案に対する質疑を終わります。

### 日程第3 第3号議案

議長（酒井恵明君）

日程第3 第3号議案 基山町議会委員会条例の一部改正についてを議題とし、本案に対する質疑を行います。重松議員。

2番（重松一徳君）

これ私初めてでわからないもんで確認なんですけども、総務常任委員会の所管範囲のオに  
ですね。

議長（酒井恵明君）

もう一度言ってください。何委員会ですか。

2番（重松一徳君）続

総務常任委員会の所管の範囲のオ、ほかのいずれの委員会にも属さないものというふう  
にありますけども、今日までほかの委員会に属さないものというのとは何かあったんでしょうか。

議長（酒井恵明君）

原総務委員長。

総務常任委員長（原 三夫君）

こっからいいですか。

議長（酒井恵明君）

いいですよ。いいです。

総務常任委員長（原 三夫君）続

今の件でございますが、それはわかりません。後で御返事いたします。

議長（酒井恵明君）

じゃあ、この件に関しては後ほど答弁を再度していただくということで、次に進みます。

ほかにございせんか。片山議員。

5番（片山一儀君）

1点だけ質問いたします。

この起案をされるときに、勤務の過重について御検討されたんでしょうか。というのが、  
総務常任委員会は9係担当してます。それから、文教厚生が6係、産業環境常任委員会が4  
係です。私は、例えば税務、出納室の所管に関すること、あるいは税務住民課の所管に関す  
ること、これは極端に言ったらウ項じゃなくてエ項だけでも1つ環境へ下げて、関連あるか  
もわかりません、全部関連があるわけですから、作業の均等というのはあってもよかったん  
じゃないかこういう疑問を持っておりますが、いかがでございますか。そういう作業量の、  
量の、質もあるかもしれないけども、そこあたり御検討いただいたんでしょうかという質問  
です。

議長（酒井恵明君）

原総務委員長。

総務常任委員長（原 三夫君）

今の件に関しましては、課制条例が変わったというところでそういう詳しくその内容に匹敵するような分類で分類しとるということではございません。一応課ごとに割り振ったというそういうことですので、一応そういうところでございます。

議長（酒井恵明君）

片山議員。

5番（片山一儀君）

やはり感じはそういう感じを持った、課を分けたから単純に今までの似通ったとこ分けたんだと思うんですが、これを機会に各常任委員会の作業量の平均化というか、これを図られたらいかかという意見を申し上げて質問を終わります。

議長（酒井恵明君）

ほかにご覧ませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（酒井恵明君）

ないようですので、第3号議案に対する質疑を終わります。

#### 日程第4 第4号議案

議長（酒井恵明君）

日程第4 第4号議案 基山町乳幼児及び児童の医療費の助成に関する条例の一部改正についてを議題とし、本案に対する質疑を行います。松石議員。

10番（松石信男君）

今度するふうに改正があったということですが、その第2条中第5号の分、それについて詳しく説明ください。

議長（酒井恵明君）

住民課長。

住民課長（毛利俊治君）

高額介護合算……（呼ぶ者あり）保険給付の種類が今回今までの療養給付、保険外併用療養費、療養費、訪問介護の療養費と家族療養費、家族訪問、介護療養費、高額療養費及び今度新たに高額介護合算療養費ということで定義をさせていただいております。今度新たに加



わかりました高額介護合算療養費につきましては、医療費の支払いの中で世帯の中で介護被保険者の受給者がいられる場合は、医療保険と介護保険の両方の自己負担を合算いたしまして、年間の規定されております限度額、一般的には560千円でございますが、これは所得の種類によってから限度額が違いますけど、その限度額を超えた場合にはこの高額介護合算療養費を支給されるという制度が新たにできましたので、その分をこの本条例の中に新たに加えるものでございます。

以上でございます。

議長（酒井恵明君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（酒井恵明君）

ないようですので、以上で第4号議案に対する質疑を終わります。

日程第5 第5号議案

議長（酒井恵明君）

日程第5 第5号議案 基山町ひとり親家庭等医療費助成に関する条例の一部改正についてを議題とし、本案に対する質疑を行います。

ございませんね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（酒井恵明君）

ないようですので、以上で第5号議案に対する質疑を終わります。

日程第6 第6号議案

議長（酒井恵明君）

日程第6 第6号議案 基山町重度心身障害者の医療費の助成に関する条例の一部改正についてを議題とし、本案に対する質疑を行います。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（酒井恵明君）

ないようですので、以上で第6号議案に対する質疑を終わります。

日程第7 第7号議案

議長（酒井恵明君）

日程第7．第7号議案 基山町中小企業小口資金融資条例の一部改正についてを議題とし、  
本案に対する質疑を行います。松石議員。

10番（松石信男君）

今回貸し付けの限度額の引き上げ、そして貸付期間の延長ということで提案をされております。このように私は大変結構なことだというふうに思うんですが、こういうふうに改正された理由について説明ください。

議長（酒井恵明君）

経済課長。

経済課長（吉浦茂樹君）

それでは、改正の理由でございますけども、初日に提案理由の説明ということで町長のほうから申しあげましたように、中小企業の資金調達の円滑化並びに融資制度の利用促進を図るということで、今回提案をさせていただいてます。これにつきましては、昨年12月5日付で基山町の商工会のほうからも、非常に中小企業にとっても厳しい状況があるということで、今の制度を改善お願いしたいというのが基山町長のほうに要請がございました。この点を踏まえまして、庁内で検討しまして、今回このような形で限度額並びに期間を改正をさせていただきたいということで提案をさせていただいてます。

以上でございます。

議長（酒井恵明君）

松石議員。

10番（松石信男君）

それで、非常に私たちが見ても本当に基山町の外は大型集合施設といいますが、本当たくさんのお店が、大きい店が来て大変苦労されているというふうに思います。この金額が妥当なんかどうかということも、もちろん引き上げられたことそのものは結構なんですけれども、その辺ちょっと判断するのに、鳥栖とか小郡とか筑紫野市の、ここの周りの市の融資状況、これはどのようになっていますか。

議長（酒井恵明君）

経済課長。

経済課長（吉浦茂樹君）

私の方で今議員御質問の筑紫野、小郡につきましてはちょっと手元に資料持ち合わせしておりませんが、鳥栖市におきましては現在、今度の3月議会ですけれども、これにつきましては貸し付けの限度額を10,000千円に引き上げをしたいということで考えてあるようでございます。期間につきましては、運転資金が60月以内、それから設備資金につきましては120月以内ということでございます。その他、県内で佐賀市から市町それぞれこの制度がございますけれども、それぞれの自治体で金額、先ほど申し上げた運転資金、それから設備資金についてはそれぞれ金額がございます。それから、期間につきましても、短いところでは5年、それから設備資金については7年から10年というような制度を設けてます。

以上でございます。

議長（酒井恵明君）

松石議員。

10番（松石信男君）

今ちょっと説明受けたんですけれども、先ほど鳥栖だけということですので、近隣市町の、佐賀県内の近隣市町含めてどうなのか、後で結構ですので、資料を提出お願いします。

議長（酒井恵明君）

できますね、経済課長。資料要求です。経済課長。

経済課長（吉浦茂樹君）

ただいまの資料要求の件でございますが、まだ改正前の資料を手元に持っておりますので、これでもよろしければお渡しできるかと思いますが、それでよろしゅうございましょうか。

（呼ぶ者あり）

議長（酒井恵明君）

林議員、手挙げてましたね。

8番（林 博文君）

この基山町中小企業の資金の融資については、大変商工会関係も基山の商工会も大変大きなスーパーとかが出てきた関係で運転資金等大変かと思いますが、私は単純にこの貸し付けの限度額が6,000千円で今までなっておったのが設備資金を8,000千円ということでこう分けられておりますけれども、私はよければ貸付限度額を8,000千円と、そして今までの設備資金の期間が7年から今回10年になったわけですが、そういうふうな資金の貸付枠のほうが単純でよくはないかと思いますが、それが一つと、この制度の内容についても教えていただきたい

いと。それから、今までに融資されている件数と融資残高でもわかればと思います。それと、基山町は最高幾らか、幾らまででもいいというようなわけじゃないかと思いますが、1億円とか、その商工会の会員、その方が200人おられるなら200の方が全部借られるとすれば、そげんまではならんにしても、最高の限度額でもあるかと思います。それと、7年が10年になったというようなことについても、延滞とかそういうのが生じてないか、そういうのもちょっと調べてあればお願いしたいと思います。多分、信用保証協会なり担保なり、そういうなところもわかれば教えていただきたいと。取られてあるもんか。

議長（酒井恵明君）

経済課長。

経済課長（吉浦茂樹君）

それでは、お答え申し上げたいと思います。

まず、件数でございますが、19年度、現在のところ14件でございます。貸付額は39,520千円でございます。それと、先ほど限度額が幾らまでかということでございますが、18,000千円うちのほうが銀行のほうに毎年預託をします。その3倍までってということで、54,000千円までが貸し付け可能だということでございます。それと、この場合に佐賀県の信用保証協会というのがあと保証しますので、こちらに対する利子については基山町のほうで負担をするということになってます。それと、貸し付けの利率でございますけども、2.4%でございます。基山町の場合には、町内銀行が3行ございます。佐賀銀行基山支店、それから福岡銀行基山支店、この福岡銀行は昨年から取り扱いが鳥栖支店で統括するということになっております。それと、佐賀共栄銀行基山支店でございます。この中で代表が佐賀銀行の基山支店ということになっております。

それから、もう一点、延滞でございますけども、延滞は生じてないというか、信用保証協会のほうがやっておりますし、今のところ延滞というのは生じておりません。

それから、今運転資金を6,000千円、それから設備資金を8,000千円ということで今回の改正をお願いしておりますが、先ほどの議員の御質問の中で、これを一本の8,000千円にできないかということですが、現在のところ私のほうは合わせて限度額8,000千円ということでお願いをしたいということで、一本化は今のところ考えておりません。

以上でございます。

議長（酒井恵明君）

質疑、答弁中でございますが、先ほどの異常な音がしたがゆえに録音ができてるのかできてないのかが不明でございますので、ここで休憩します。そのほうをちょっと調べていただきます。

～午前10時44分 休憩～

～午前11時3分 再開～

議長（酒井恵明君）

休憩中の会議を再開し、総務課長よりごあいさつがあります。総務課長。

総務課長（大石 実君）

議会を途中で中断させましてどうも申しわけございませんでした。今防災行政無線の設置をしてるところでございますけれども、誤ってスイッチにさわってこういう事態が生じたそうです。今後起きないということでございますので、どうも御迷惑かけました。済いませんでした。

議長（酒井恵明君）

今の説明のとおりでございます。大変不安な思いをさせて申しわけございません。また、傍聴者の方にもお待たせしました。申しわけございませんでした。経済課長。

経済課長（吉浦茂樹君）

それでは、私のほうから先ほど林議員御質問の中で限度額を一本にしたらどうかということでございますが、19年貸し付けの内容をちょっと申し上げましたけども、14件と、その中で運転資金が10件、それから設備資金が2件、それと運転資金と設備資金合わせて借りられた方が2件でございます。その中で、限度額いっぱい6,000千円を借りてある方が1件でございます。それはもう当然今の貸付限度額は6,000千円ということになってますので、1人の方が6,000千円限度借りてあるというような状況でございますので、今後この件につきましては研究課題というか、検討をさせていただきたいということでよろしく申し上げます。

議長（酒井恵明君）

林議員。

8番（林 博文君）

この件については大変いいことですが、私は今中小企業関係は大変経営的にも厳しいというようなことで、延滞等も起きてないかなというようなことで、町に対しては先ほど説明が

ありましたように、金融機関のほうは信用保証協会のほうに利子補給を基山町がして加入されているということですが、この貸し付けについてはやはりもう金融機関任せじゃなくて、町もやっぱり延滞なり貸し付けの条件なりいろいろあるかと思いますが、それは年に1回ぐらいは金融機関と延滞が起きておるところとか、あるいはこういう借る店が言ってこられておられるし、内容についてのチェックとかそういうのはされておるわけですか、そして貸付決定を決められておるわけですか、ちょっとその辺。

議長（酒井恵明君）

経済課長。

経済課長（吉浦茂樹君）

まず金融機関との協議ですけども、年に1回程度はやってます。今回の場合は特にこの限度額並びに期間を改正させていただくことを前提に事前協議というか、今の貸付状況等について協議をさせていただいたということでございます。それと、あとの延滞とかそういう問題についても、滞りとかそういうものがないかどうかというのは、金融機関のほうとの連絡は、何回とちょっと申し上げることできないんですが、それはやっております。それと、あと貸し付け等の問題がないかどうかというのは、まず相談者が銀行もしくは商工会のほうに见えます。それで、その場合はまずほとんどが銀行を通じて、そして商工会から基山町のほうに貸し付けの申請があるということで、内容的にはその都度銀行、それから商工会、そして経済課のほうで確認というか、内容審査をしております。

以上でございます。（「はい、わかりました」と呼ぶ者あり）

議長（酒井恵明君）

ほかにございませんか。重松議員。

2番（重松一徳君）

ちょっとこれ経済建設委員会の所管でしょうけども、基本的なことなんですけども、ちょっとお伺いしますけども、最初に中小企業、中小企業というのは資本金とかいろいろあるでしょうけども、どういう概念で中小企業というふうにされているのかということと、先ほど林議員さんのほうも質問されてましたけども、現在までの貸付残高が、19年度は言われましたように39,520千円言われてますけども、これもう20年以上の取り決めだと思んですけども、今日までの貸付残高は幾らあるのかということと、それから延滞はないんだというふうに言われてますけども、町と銀行の関係は言われてるように延滞はないんだろうと思んですけども、銀

行と個人、個人というか借りてある方、今東京新銀行でも問題になってますけども、不良債権、いわゆる焦げつき、そういうのが現実問題として発生していないのか、過去そういう事例がなかったのか、わかれば教えていただきたいと思います。

議長（酒井恵明君）

経済課長。

経済課長（吉浦茂樹君）

ただいま重松議員からお尋ねの中小企業のご概念でございますが、手元に正式なもんちょっと持ち合わせしておりませんが、融資条例の中で目的として町内の中小企業者ということになっておりますが、まことに申しわけないんですが、これにつきましては後ほど申しわけないんですけども回答させていただきたいと思います。

それから、もう一つは貸し付けの残高ということでございますが、これについても手持ちの資料がございません。まことに申しわけないんですが、今まで最高で5年もしくは7年で返すようになっております。その中で回転してますもんですから、これにつきましては金融機関に確認をとらないとすぐ出てこないと思いますので、時間をいただきたいなと思っております。

それから、3点目の銀行と借り手の方の延滞がどういうふうな状況かということでございますが、これにつきましても詳しい資料がございませんので、銀行等に確認をしましてどのくらいあるかもしわかりましたら回答をさせていただきたいと思います。まことに申しわけございません。

以上でございます。

議長（酒井恵明君）

重松議員、それでよろしゅうございますか、後ほど。重松議員。

2番（重松一徳君）

先ほどから商工会を通じてと、後町のほうに直接というふうな形でこの融資の話がという形があるんですね。そうすると、中小企業という枠組みというか、概念がわからないと、じゃあ個人事業でされてるとか、商工会に入らずにされてる方もいらっしゃると思いますけども、その辺の取り扱いがどうなのかという問題等もあるうかと思っておりますので、ぜひこれについては後のほうでも結構ですので、説明のほうお願いいたします。

議長（酒井恵明君）

ほかに。片山議員。

5番（片山一儀君）

私も必要性についてお伺いしたかったんですが、松石議員からちょっと話がありましたので。これを運転資金6,000千円、それから設備資金8,000千円に増、これ非常にいいことだと思うんです。大事なことだと思うんですが、その効果について検証される、あるいはシミュレーションされてるのかという質問が1点。

それから、この中に中小企業と入ってるんですが、私基山町に中企業があるかどうか、多分田口さんとこも中にはならないんじゃないかと思うんです。こういう厚労省が出した基準がありますから、零細企業が多いんじゃないかと思うんで、これ零細企業入ってないんですか。それが2つ目の質問。

それから、審査、ちょっと今聞いたら銀行にお願いしているから銀行で審査をするのかどうか、借りる主の審査。これ今まさに東京都が銀行をやって23億円の焦げつきがあると、こう言ってますね。要するに、楽な審査、必要性は認めるんですが、そこあたりがきちっとしてないと、これからせつかくの税をいい方向へ運用しようとしているにもかかわらず、意図と違うことが出てくるんじゃないかと、こういう懸念を持っております。そこらあたりの質問です。まず効果という問題、それから小企業、零細企業、それから最後に、これは監査対象になってるんですが、この金の運用とか金銭の出入りについては。町の監査、お金ですから多分なってるんだと思うんですが、それを確認させていただきたい。

それから、金融保証協会に利息補てんをされてますが、このパーセントはどれぐらいなんでしょうか。

以上、多かったですですがよろしく願いいたします。

議長（酒井恵明君）

経済課長。

経済課長（吉浦茂樹君）

まず、効果について検証をしてるかということでございますが、これにつきましては現在のところ設備資金よりも運転資金を多く借りてあります。先ほど林議員の御質問の中にも答えましたけども、昨年の場合でも14件の中で1件だけが限度額いっぱい、6,000千円を借りてあるということで、今後中小企業にとりまして設備投資、そういうものも将来的にはされるというような見込みもあるという話も商工会を通じて聞いておりますもんですから、今回



限度額を8,000千円にさせていただいたということで、あと本当に効果がどのくらいあるかというのは現実的には十分な検証といえますか、そういうものはやっておりません。

それから、零細企業は入らないかということですが、基山の商工会に加入してある個人でやってあるそういう方についてもこの対象にしております。ただ、貸し付けの対象ということで、融資条例を設けておりますけども、この中に町税の納税義務を完全に履行してある方と、そういう方、それから次に金融機関に対しての借入実績が著しく不良と、そういうものについては対象外ですよということで、貸し付けの申請がございました段階では審査をやっております。

議長（酒井恵明君）

監査の対象になって……

経済課長（吉浦茂樹君）続

それから、最後の町の監査の対象ということですが、これは当然監査の対象になるかと思っております。

以上でございます。

議長（酒井恵明君）

信用保証協会の。

的確な答弁をお願いしたいですね。

経済課長（吉浦茂樹君）続

済いません。これは18,000千円を銀行のほうに預託をしておりますので、これを信用保証協会に対して小口資金を貸し付けるという形で保証協会は町の指定した金融機関、3行ございますけども、こちらに預託をするというような形でございます。

以上でございます。

議長（酒井恵明君）

片山議員。

5番（片山一儀君）

利子補てんを信用協会に話しては、信用協会はお金を集めて、その中でお互いに成り立たないときに保証する機関だろうとこういはずで、利息補てんというのはよく理解できませんでした。

あと一般審査はしてるけど個別審査はしてないよという話だったんですが、やはりせっか

く貴重な税でございますので、効果のあるようにしていただきたいなと思います。

それから、効果の算定はなかったとおっしゃったんですが、例えば本当に8,000千円したほうがいいのかどうかという問題です。昔から、鶏頭を割くに牛刀をもってすという言葉があります。小さな鶏の首を切るのに牛の牛刀、これを持ってするということわざがあります。それから、我々の世界では逐次戦闘加入、逐次使用というのは非常にマイナスが多いとか負ける的だとか言われてるんですけども、今聞いてますと、ちょうど行政は直産販売所もそう、今の資金もそう、言われたから、聞くことは大事だと思うんですよ。でも、聞くことは大事だと思うんですが、それが成り立つのか成り立たないのか、それから効果があるのかなのかというのは、やはり行政のほうでしっかり御検討いただいて、見積もりをしていただいて、あるいはシミュレーションしていただいて、やはり有効な、本当に8,000千円でいいのか、10,000千円した方がもっと投資効率がある、要するに少ない金を入れたために効果が上がらなければ、これはどぶに金を捨てることになります。もうちょっと多くしても効果が上がると、それは町長が一番商売人というか、経営者ですからお詳しいと思うんですが、やはり生きた金にならないと思うんです。ですから、それがやはり効果算定、効果の見積もり、効果のシミュレーションをされてやっぱりやっていただかないと、これからどうしても官がやる仕事はこんなことになっちゃうよということにそしりを招かねない、こう思うんです。ひとつよろしくをお願いします。

議長（酒井恵明君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（酒井恵明君）

ないようですので、以上で第7号議案に対する質疑を終わります。

日程第8 第8号議案

議長（酒井恵明君）

日程第8 . 第8号議案 基山町条例を廃止する条例の一部改正についてを議題とし、本案に対する質疑を求めます。松石議員。

10番（松石信男君）

今回基山町知的障害者援護施設入所者の負担金助成条例を廃止の提案でございますが、そこに提案理由が述べてあります。これを詳しく説明をお願いします。

それと、今までこの条例に基づいての負担金の助成の状況、これはどこの施設に対してどのようにされていたのか、その辺わかれれば説明をお願いします。

議長（酒井恵明君）

福祉課長。

福祉課長（岩坂唯宜君）

今回基山町知的障害者援護施設入所者の負担金助成条例の廃止をお願いいたしておりますが、中身につきましては、知的障害者福祉法第5条に規定をいたします知的障害者援護施設、これに入所される入所者の費用を一部助成するという内容でございます。これにつきましては、知的障害者福祉法の第5条が削除されております。なお、この知的障害者援護施設と申し上げますのは、障害者自立支援法に基づきまして身体障害者、知的障害者、精神障害者、それが一緒になっておりますので、知的障害者施設の単独でなくて指定障害者支援施設というふうになっております。御指摘の今までの負担金の助成があったかということですが、今までには一回もあっておりません。

以上でございます。

議長（酒井恵明君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（酒井恵明君）

ないようですので、以上で第8号議案に対する質疑を終わります。

#### 日程第9 第9号議案

議長（酒井恵明君）

日程第9 第9号議案 町道の路線の廃止についてを議題とし、本案に対する質疑を行います。原議員。

11番（原 三夫君）

路線の廃止ですが、説明をされたときにはただ地先地先ということで説明受けておりまして、資料はございます。この資料を見ますとなかなかわかりにくいんです。大体始まることから終わりのところのわかりやすい表示、名前等入ってるところと全く入ってないところがあります。大体どの辺から入るとるか全くわからないような非常に難しい資料です。こういうのも今後きちっと私は表示をしていただきたいと思います。それで、なぜこういうふう

に廃止、新規ですか、認定、後ろまたありますけど、説明をそれぞれしていただきたいと思  
います。

議長（酒井恵明君）

建設課長。

建設課長（古賀敏夫君）

説明が不十分で申しわけございませんでした。

それでは、町道の廃止についてということで説明させていただきたいと思いますが、次の  
第10号議案も関連しておりますので、あわせて説明してよろしいでしょうか。

それでは、資料の方で説明をさせていただきたいと思います。申しわけありませんが、資  
料の6ページからを開いていただきたいと思います。地図のついてる資料でございます。

まず最初に、資料の6ページをお願いいたします。これは廃止路線でありまして、旧国道  
線、長さ154.7mでございます。場所といたしましては、国道3号線の関屋橋の上のところか  
ら町道の関屋橋のところまでの路線を廃止をするという提案でございます。それとあわせま  
して、7ページの資料をお願いいたします。7ページのほうで、今先ほどの関屋橋の北のほ  
うのところを起点といたしまして、国道3号の横、東側を基山登山口のほうまで行きます  
337m、この2つの路線を廃止させていただきまして、資料の11ページをお願いいたします。  
資料の11ページをお願いいたします。ここに旧国道線で長さが480mということで、先ほど  
の2つの路線を国道3号によって距離が短くなったり分断されてる分を1つにまとめさせて  
いただきまして、旧国道線ということで1つの路線にさせていただきたいという提案をさせ  
ていただいております。まず1点です。

それから、次の路線でございますが、ページまた戻ってしまいますが、資料の8ページを  
お願いいたします。資料の8ページに開田1号線ということで、長さが247.4mでございます。  
この路線の起点の部分につきましては、国道3号の拡幅によって国道3号の中に入ってお  
ります。これを一回廃止させていただき、その国道3号の工事にできた部分、資料の右側  
9ページでございます。長ノ原3号線、これで長さ31mですけども、この開田1号線の3号  
線へのすりつけの道路ができております。この2つの路線を廃止させていただきまして、続  
いて資料の12ページをお願いいたします。資料の12ページに、開田1号線と、長さ265mと  
いうことで、2つの路線を合わせたところでこの1路線として開田1号線としての認定をお  
願いするものでございます。延長につきましては、路線の部分が国道3号の中に入っており

ましたので、短くなっております。

それと、3点目でございます。3点目は、資料の10ページをお願いいたします。資料の10ページで、実松橋を起点といたしまして、川端の中を通過して3号線に抜ける路線がございます。長さ207.4mございました、実松高下線でございます。これにつきましても、3号線の拡幅工事によって路線が変更になっておりますので、資料10ページの分を廃止させていただきまして、資料の13ページをお願いいたします。資料の13ページで、ちょうど国道3号にすりつく部分が斜めにでき上がっておりますので、そのように路線を変更させていただいて、この分の認定をお願いしているところでございます。路線名が実松高下線、長さが255mとなっております。

以上のような提案をさせていただいておりますので、よろしく御審議をお願いいたします。

議長（酒井恵明君）

課長、今の旧号線で下桜町線の廃止の説明がしてない。

建設課長（古賀敏夫君）続

下桜町線の廃止につきましては、資料の7ページの分が下桜町線でございます。

よろしいでしょうか。

議長（酒井恵明君）

はい。

建設課長（古賀敏夫君）続

お願いいたします。

議長（酒井恵明君）

原議員、よろしゅうございますね。

ほかにはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（酒井恵明君）

ないようですので、以上で第9号議案に対する質疑を終わります。

日程第10 第10号議案

議長（酒井恵明君）

日程第10の第10号議案に何かございますか。松石議員。

10番（松石信男君）

今説明があったのでわかるような気がするんですけども、いずれにしても廃止して一緒にしたんですね。先ほど一緒にしたら短くなったということで、確かにこうして見ますと11mとか13mとか短くなってますよね。その辺が、曲がったとが真っすぐしたっちゃろうとか、いろいろあるか、ちょっと私よくわからないんですが、短くなれば今まで長かったその土地はどがなくなったかなと、どっかに売却したのかどうなのかちょっとわからんですけど、その辺どがんですか。

議長（酒井恵明君）

建設課長。

建設課長（古賀敏夫君）

私の説明が足りなくて申しわけありませんでした。

今回の認定、廃止の理由といたしまして、一般国道3号の拡幅工事でございます。昔の狭い国道にすりつけるために起点を、あった部分が、これが国道になっておりますので、国道にひっかかった分については短くなっているということでございますので、御理解お願いいたします。

議長（酒井恵明君）

以上で第10号議案に対する質疑を終わります。

#### 日程第11 第12号議案

議長（酒井恵明君）

日程第11．第12号議案 平成19年度基山町一般会計補正予算（第6号）を議題とし、本案に対する質疑を行います。

議案書の19ページ、第1表 歳入歳出予算補正について、御意見ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（酒井恵明君）

じゃあ26ページをお開きください。

第2表 繰越明許費、ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（酒井恵明君）

なかったら、第3表 債務負担行為補正について。後藤議員。

3番（後藤信八君）

債務負担行為の補正ということで、下の段の清掃組合の焼却場の建設事業負担金ということで、18年度起債で220,257千円というふうになっております。この清掃組合関連でずっと過去から起債がっておりますし、今後も発生するというように思いますけども、ざっと15年からの起債を見ますと、平成15年で約117,000千円、平成16年で約125,000千円、17年で428,000千円、今回の起債で220,000千円ということで既にざっと890,000千円の起債を、起債というか負担というんですか、これ。そのことで、1つは19年度以降、この清掃組合に関する起債がどれぐらい発生するのか。建設費の120億円ぐらいの建設の負担分だと思いますので、この辺が1つと。これのもう既に返済というんですか、負担の返済が始まっと思うんですが、19年度における、18年度起債分はこれからだと思いますが、15、16、17の分は返済が始まっと思うんですが、その辺の支出見込みについてお願いしたいのと、その分はこの予算書とかのどこに出ているのか、運営費の負担金の中に入っているのか、ちょっとその辺がよくわかりませんので、その件について、3点についてお願いします。

議長（酒井恵明君）

暫時休憩します。

～午前11時37分 休憩～

～午前11時43分 再開～

議長（酒井恵明君）

休憩中の会議を再開いたします。

生活環境課長。

生活環境課長（平野 勉君）

貴重な時間をとってしまいまして、大変申しわけございませんでした。

先ほどの御質問ですけれども、もう既に償還は始まっております。この予算書の163ページに載せておりますけれども、平成15年度起債分から償還は始まっております。それで、この負担金につきましては、一般会計予算の4款2項2目・塵芥処理費の中の19節・負担金補助及び交付金の広域ごみ処理施設運営費負担金、この中に予算計上いたしております。それと、全体的な計画、負担金の額でございますけれども、これは平成18年6月20日の全員協議会のときにお渡しいたしております資料でございますけれども、基山町分につきましては、この新規施設関係の償還額は一応この財政計画によりますと15億円程度になる見込みでございます。

以上でございます。

議長（酒井恵明君）

後藤議員。

3番（後藤信八君）

少ししつこいですが、かなり多額の後年度負担を強いられるわけですのでちょっと聞きますが、15億円ということは、既に890,000千円負担行為起債してありますが、あと6億円ぐらいこれから起債するということでもいいですか。

議長（酒井恵明君）

生活環境課長。

生活環境課長（平野 勉君）

そのようになる見込みでございます。

議長（酒井恵明君）

後藤議員。

3番（後藤信八君）

最後ですが、1つは、これ3回目ですので意見として申し上げときます。先ほどの負担金238,000千円、今年度で予算としては238,000千円、運営費負担金で一括計上しておりますけども、もともとの運営コストに対する負担金と、例えば19年度でいけば今あるごみ焼却に対する運営コストに対する負担金と、それからこれから新設する後年度負担になっていく負担金も全部一緒になってこの中に記載されとるとするのはちょっと予算上は非常にわかりにくいというんですか、何もこの238,000千円の中身を全部教えてくれというふうに言わざるを得ないんで、その辺のことについての改善を、今後のことをお願いしたいのと、この部分は来年から始まる財政健全化法では後年度負担分として多分三十何年まで一括計上、負担金としては当然あるという大きな金額がずっと続くわけで、その辺のことについてやっぱりシビアにわかりやすく予算のときに毎年きちっと説明いただきますように、総額15億円とか20億円になるレベルだろうと思いますから、学校に次ぐ大きな債務負担行為という形になりますんで、執行部の皆さんはそういう認識いただいてぜひよろしく願い申し上げたいと思います。

議長（酒井恵明君）

生活環境課長。



生活環境課長（平野 勉君）

ただいまの御質問でございます。そのとおりだと私も思っております。組合議会で示されました資料につきましては、また組合議会とも諮りまして、お渡しできるものはお渡ししていきたいというふうに考えております。

議長（酒井恵明君）

片山議員。

5番（片山一儀君）

26ページについてちょっと質問したいんです。老人憩の家耐震診断委託料というのが計上されておりますが……

議長（酒井恵明君）

第2表は終わってます。

5番（片山一儀君）続

終わってるの。

議長（酒井恵明君）

はい。また個人的に尋ねてください。

第3表でございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（酒井恵明君）

ないようですので、27ページをお開きください。

第4表 地方債補正について。松石議員。

10番（松石信男君）

義務教育施設整備事業債が1,070千円ほど今度減額するわけですが、これは説明の中で国庫負担金がふえたと、国からお金が出るようになりましてのと、借金減らしますということだろうと思いますが、そのふえた理由と金額的には幾らぐらいふえたのか、その辺を説明ください。

議長（酒井恵明君）

財政課長。

財政課長（安永靖文君）

これは補足説明の中で説明させていただきましたけども、事項別明細書の8ページ等にご

ざいます。公立学校施設整備費負担金ということで2,832千円、この増になった分につきましては、補助単価のアップでございます。体育館並びに校舎等が補助単価がアップになったと、の2分の1ですので、その分に見合う増加分ということでございます。それからもう一つ、交付金事業で国庫補助金といたしまして、安全・安心な学校づくり交付金が危険校舎の適用を受けたということで11,053千円の増加ということになっております。ちなみに、10,700千円の更正お願いいたしておりますのは、起債枠というのは決まっております。補助単価の枠で決まっております。補助金がふえれば当然起債対象枠が減ってくるということになれば、起債は減額になってくるという仕組みになっております。ちなみに、公立学校施設整備費負担金は充当率90%ですから、これをしますと2,500千円の一応減になってくる。それから、安全・安心な学校づくり交付金につきましては75ですから、8,200千円の減額になってくる。合わせて10,700千円の更正をお願いをいたしておるところでございます。

以上でございます。

議長（酒井恵明君）

松石議員、先ほど更正の金額が……（「10,700千円です、済いません」と呼ぶ者あり）修正します、それでは。

ほかにはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（酒井恵明君）

ないようですので、午後1時まで休憩いたします。

～午前11時51分 休憩～

～午後1時 再開～

議長（酒井恵明君）

休憩中の会議を再開します。

一般会計の事項別明細書をお開きください。

3ページ。1款1項2目。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（酒井恵明君）

11款1項1目。林議員。

8番（林 博文君）

この分については町から県に対しての代理申請がなかったからということですが、これから先もこの林業分についてはもう県が真っすぐということで補正が今回上がっておるわけですが、申請の仕方としてはこのようなやり方でされるわけですね。大体そういうふうなシステムに変わってきたわけですかね。

議長（酒井恵明君）

経済課長。

経済課長（吉浦茂樹君）

今後出るかどうかわかりませんが、手続上は今議員がおっしゃったとおりでございます。（「はい、わかりました」と呼ぶ者あり）

議長（酒井恵明君）

次行きます。

11款2項1目、2目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（酒井恵明君）

12款1項1目、3目、4目、5目。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（酒井恵明君）

12款2項1目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（酒井恵明君）

13款1項1目、4目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（酒井恵明君）

13款2項1目、3目、4目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（酒井恵明君）

14款1項1目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（酒井恵明君）

14款2項2目、3目、4目、6目。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（酒井恵明君）

14款3項1目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（酒井恵明君）

15款1項1目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（酒井恵明君）

16款1項1目、3目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（酒井恵明君）

17款1項3目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（酒井恵明君）

17款2項2目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（酒井恵明君）

19款4項2目、4目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（酒井恵明君）

19款5項3目。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（酒井恵明君）

20款1項1目、2目、5目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（酒井恵明君）

ないようですので、歳出に入ります。1款1項1目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（酒井恵明君）

2款1項1目、2目、3目、5目まで、21ページ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（酒井恵明君）

じゃあ22ページの同じく2款1項6目、10目、14目まで、23ページまでです。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（酒井恵明君）

2款1項1目。（「2項です」と呼ぶ者あり）私には1項に見えた。2款2項1目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（酒井恵明君）

2款3項1目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（酒井恵明君）

2款4項7目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（酒井恵明君）

2款5項2目、4目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（酒井恵明君）

2款6項1目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（酒井恵明君）

3款1項1目、2目、30ページまでです。松石議員。

10番（松石信男君）

1目の20節の扶助費の福祉タクシーの助成の件ですが、今回108千円ほど減額更正されております。これについて御説明ください。

議長（酒井恵明君）

福祉課長。

福祉課長（岩坂唯宜君）

今回福祉タクシー料金助成金108千円の更正をお願いいたしております。これにつきましては、一応12月から初乗り料金が560円から620円に変更になっておりますが、相対的な利用者の数のほうが見込みよりも少なかったということで、今回減額をお願いいたしております。ちなみに、1月末現在で105名の方に発行いたしております。

議長（酒井恵明君）

ほかにございませんか。片山議員。

5番（片山一儀君）

30ページ、3款1項2目15節、工事請負費って書いてある老人憩の家下水道接続工事、老人憩の家は指定管理施設になってますね。どの分野まで町が担当し、どの分野が指定管理者が担当するという契約書はできておりますか。

議長（酒井恵明君）

福祉課長。

福祉課長（岩坂唯宜君）

申しわけありません。今ちょっと手元にその契約書は持っておりませんが、そういう決め事はなっておると思います。

議長（酒井恵明君）

片山議員。

5番（片山一儀君）

決め事になってるといのはどういうことですか。

議長（酒井恵明君）

福祉課長。

福祉課長（岩坂唯宜君）

申しわけありません。町が負担する部分と管理者が負担をする部分と、その内容については契約の中ではっきりされてると思います。

議長（酒井恵明君）

片山議員。

5番（片山一儀君）

その契約書をひとつ見せてください。これに関連しまして、要するに指定管理者制度を町

長はこれからどんどん取り入れていかなきゃいけないという話をちょっとされておりました。そこらあたりきちっとしていかないと、指定管理者制度というもの生きたものにならない、また町の財政支出が削減されないと思うんです。よろしくお願いいたします。

議長（酒井恵明君）

それ、できますね。（「はい」と呼ぶ者あり）契約書はちゃんと。

ほかにございませんか。松石議員。

10番（松石信男君）

済いません。30ページの13節の委託料で介護予防給付ケアプランの作成が追加されております。業務量がふえたんだろうというふうには思いますけれども、具体的説明をください。

議長（酒井恵明君）

福祉課長。

福祉課長（岩坂唯宜君）

大変お待たせいたしました。

介護予防ケアプランにつきましては、基本的には地域包括支援センターで作成をいたしております。それで作成できない分につきましては、居宅事業所に委託をいたしております。その委託分につきましては、特に新規の分、これが増加をいたしまして、今回264千円を追加をお願いいたしておるところでございます。

議長（酒井恵明君）

松石議員。

10番（松石信男君）

新規の分を委託しているということでの説明ですけれども、基本的には包括センターで今やっておられると、要支援の部分ですかね、と思いますが、やられているというふうに思いますが、そうするとこれは例えば当初と比べて業務量というか、そのケアプランを作成をする人数というか、その辺の対象というか、その辺はふえてきてるんですか。どうなんですか。

議長（酒井恵明君）

福祉課長。

福祉課長（岩坂唯宜君）

先ほども御説明申し上げましたが、基本的には包括支援センターで行います。当初につき

ましては、委託の部分については継続分、これの委託ということで計上させていただいておりましたが、今回につきましては新たに新規の分の増の分ということで追加をお願いいたしております。

議長（酒井恵明君）

ほかにございせんか。原議員。

11番（原 三夫君）

20節の扶助費ですが、この中に成年後見制度利用支援費というのが減額の252千円になっておりますけど、これの事業内容といいますか、その辺の説明をお願いいたします。

議長（酒井恵明君）

福祉課長。

福祉課長（岩坂唯宜君）

成年後見人制度の支援費ということでございますが、これにつきましては、いわゆる判断できない方とか、そういう方がいらっしゃった場合に成年後見人制度を適用させていただきます。これにつきましては、一応予算的には登記手数料、それから鑑定費用、後見人報酬費用ということで組ませていただいております。そのうち、今現在はだれもいらっしゃいません。ただ、今後3カ月間、これは1月、2月、3月分での状況ですけれども、3月の間に出てこられると当然支出をいたしますので、その分を残した残りを更正をさせていただいてるということでございます。

議長（酒井恵明君）

原議員。

11番（原 三夫君）

今御存じのとおりいろいろと高齢者とかそういう判断能力のない方、そういう方の犯罪が特にいろんなほうでだまし、詐欺関係とかいろいろあっておりますけど、そういう中でやはりこれは大事な制度の一つだと思っておるんです。それで、これについての啓蒙運動といいますか、そういう高齢者の方に対してこういうものを適用受けたほうがいいですよとか何かそういうふうなことを行政のほうからいろいろとPRとか、もちろん広報でしてあるんでしょうけど、そういう高齢者というか、特にこの辺にもういんじゃないかと、ぼちぼち、そういうところの方にいろんな啓蒙をするというふうなことはできるのかどうか、行政側から、そういうものを。その辺どんなでしょうか。対策として。



議長（酒井恵明君）

福祉課長。

福祉課長（岩坂唯宜君）

これに該当される可能性がある方は、今のところ施設入所者の方が、例えば養護施設とか、そういう方にどなたもいらっしゃらないと、親戚関係とか子供さんとかそういう方がいらっしゃらない場合に該当する可能性があるということで、施設のほうには当然そういう連携をとって、そういう方がいらっしゃる場合は積極的に御利用くださいということでやっておりますが、直接的に住民の方にこういう制度がありますということは特に啓蒙といいますか、広報等に掲載を余りいたしておりません。ですから、それにつきましては広報等にも掲載していかなければならないというふうに思っております。

議長（酒井恵明君）

原議員。

11番（原 三夫君）

3回まで。特に、今担当課長も申されましたように、施設関係に入ってる方はきちっとしたすべて資金管理とか全部もう施設のほうやっておるから別に問題は起きらないわけですよ。それ以外の一般の家庭に過ごされておる高齢者の関係ですか、そういう方に多いわけですので、それでやはり行政のほうから何とか許される範囲内のそういう助言等、そういうものをしていただいたほうが犯罪は免れるちゅうことにつながっていくのではないかと思っておりますので、その辺の検討もひとつよろしく願いいたします。

終わります。

議長（酒井恵明君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（酒井恵明君）

ないようですので、次へ進みます。

3款2項1目、2目、3目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（酒井恵明君）

4款1項1目、2目、3目、4目、33ページまであります。松石議員。

10番（松石信男君）

32ページの扶助費の乳児医療費助成費の件ですが、7,000千円ほど減額補正ということで、決算見込みによる減だということです。それはそうでしょうけれども、7,000千円といえば結構大きい額ではないのかなというふうに思うんですが、これについて御説明をお願いします。

議長（酒井恵明君）

住民課長。

住民課長（毛利俊治君）

御存じのとおり、平成19年度から就学前の通院分と小学校入学時の入院分を新たに対象といたしましたが、単独分の見込みが当初で見込んでおった分よりも約7,000千円程度少なく上がってきております、今までの実績が。でありますので、その分相当額を今回補正で更正をさせていただいております。

以上でございます。

議長（酒井恵明君）

松石議員。

10番（松石信男君）

当初よりか7,000千円ほど少なくなっていると、それ単独見込み分というふうにおっしゃったんですが、それはどういうことですか。もう一回説明ください。

議長（酒井恵明君）

住民課長。

住民課長（毛利俊治君）

3歳までの分につきましては県の補助で、11月以降につきましては小学校入学前までの入院分についても新たに県の補助となりましたけど、それ以外の町単独で行っている分という意味での単独分という表現をさせていただきました。

以上でございます。

議長（酒井恵明君）

原議員。

11番（原 三夫君）

4款1項でしょ。

議長（酒井恵明君）

そうです。

11番（原 三夫君）続

4款1項3目の19節の中に浄化槽の設置整備事業補助金が1,541千円減額されておりますけど、これについて担当課長どう思われますか。

議長（酒井恵明君）

生活環境課長。

生活環境課長（平野 勉君）

浄化槽設置整備事業補助金を今回1,541千円更正をいたしますけれども、当初は5人槽を6基、六、七人槽を18基、10人槽1基の25基を予定いたしておりましたけど、トータル、今年度は21基に終わっております。昨年、18年度も25基予定しておりましたのに、18基だったと思います。それ以前は、抽せんをしなければならぬほど希望者が多かったわけですが、この2年ほど予定基数よりも少ないということは私どもとしては非常に残念に思っております。

議長（酒井恵明君）

原議員。

11番（原 三夫君）

私一般質問でもこの浄化槽の問題を取り上げておりますし、今からも続けていきたいと思いますが、努力が足りないというといかんですか、広報ではちゃんと出しておられます。私も見ておりますが、特に今後の問題として、バイパスから県道17号線ですか、あれから上の方はきのうのあれでも180戸しか、大体500戸あるんです、戸数が、500戸。1区、2区、4区、6区で、ちょっと概算ですけど、私うる覚えです。大体500世帯ぐらいあって、そのうち180世帯が浄化槽を設置してあるということだったんです。あとまだ300ちょいの方がしていらっやらないと。その中にもまだ内容ははっきりあれですけど、単独処理浄化槽、単独浄化槽、合併じゃなくして、そういう方も残ってあると思うんです。だから、やはりその辺、今は設置禁止になっておりますね、平成14年ぐらいから。それ以前につけた方についてはまだ使っていいようになっておるんですけど、そこら辺も考えながらやはり今後の問題としてもっともっとPRに努力をしていただきたいということで、要望で終わっときます。

議長（酒井恵明君）

生活環境課長。

生活環境課長（平野 勉君）

先ほど基数で18年度は18基と申し上げましたけど、19基でございましたので訂正をさせていただきます。

それと、努力が足りないと言われたらもうそうかもしれませんが、やはり下水道事業の認可区域の拡大が大きな原因ではないかというふうに思っております。それともう一つは、やはりある程度もう何度も広報等でも募集しますけれども希望者が余りないということは、もうある程度普及したのではないかというふうな見方もいたしております。

議長（酒井恵明君）

一般質問ではございませんので、この係数について、関連はありまじょうが。原議員。

11番（原 三夫君）

もう言わんまかと思ひよったけどもう一回言います。

そしたら、議長、資料お願いします。調整区域の方の全体の全部の基数の問題とか、単独浄化槽、すべて、5人槽、七、八人槽、10人槽のどれぐらいの中にどれぐらいのか、書類を出してください。よろしくをお願いします。

議長（酒井恵明君）

調整区域内の浄化槽を設置してある、5人槽から10人槽それぞれの数の……（「下水道が通ってないところは全部。公共下水道が通ってないところ全部出していただきたいと思ひます」と呼ぶ者あり）

そういう要望です。出せる。生活環境課長。

生活環境課長（平野 勉君）

簡単にはちょっと出てこないだろうと思ひます。だから、今期定例会のうちに出せるかどうかはちょっとわかりませんが、ただこれは何しろこの設置、あるいは廃止の関係は県の保健福祉事務所が管轄いたしておりますで、そちらのほうからお聞きして、それをまたもとにして地区ごとに分けるという作業がありますのでかなり時間がかかると思ひますが、それは御了承お願ひしたいと思ひます。（「はい」と呼ぶ者あり）

議長（酒井恵明君）

品川議員。

6番（品川義則君）

4款1項3目．委託料ですけども、これが事業所排水及び河川水水質検査委託料、それが

ら水質土壌等検査委託料が両方とも減額なんですけども、この内容説明をお願いいたします。

議長（酒井恵明君）

生活環境課長。

生活環境課長（平野 勉君）

13節．委託料の事業所排水及び河川水水質検査委託料と水質土壌等検査委託料でございますけど、これは同じく水質あるいは土壌の検査でございますけれども、事業所排水及び河川水の水質というのは、基山町内をポイントを決めてそのモニタリングを毎年行っているところでございます、主に河川がありますけど、その水質がどうなっているかということを通年やっているところです。それともう一つは、水質土壌等検査委託料につきましては、これは産業廃棄物関連で調査をしている分でございますので、柿ノ原とか古屋敷、小松地区の水質あるいは土壌等の検査でございます。

議長（酒井恵明君）

品川議員。

6番（品川義則君）

毎年上がってると思うんですけども、そうするとこの減額の理由は検査箇所が減ったとか、そういうことの内容によってあるわけですか。

議長（酒井恵明君）

生活環境課長。

生活環境課長（平野 勉君）

そのポイント数を減らしたということじゃございませんで、入札をしておりますと、毎年最近では委託料が下がってきておりますので、今回更正をしておるわけでございます。

議長（酒井恵明君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（酒井恵明君）

ないようですので、次へ進みます。

4款2項2目、3目。松石議員。

10番（松石信男君）

2項でしょ、2項。

議長（酒井恵明君）

2項です。

10番（松石信男君）続

し尿処理費なんですけれども、今回も8,710千円ほど減額補正ということですが、これは動向としては下水道が普及してきているという中で、全体的にこの負担金なりというのは減ってきているのかなというふうに思うんですが、これ今の動向としてはどんなふうに今なってますか。

議長（酒井恵明君）

生活環境課長。

生活環境課長（平野 勉君）

ただいまのし尿処理陸送費負担金の更正でございますけれども、これはやはりし尿と浄化槽の汚泥、この収集量の減による更正でございます。やはり下水道事業が進んでまいりまして、し尿の収集量、それと浄化槽の汚泥収集量が少しずつでありますけど減になっております。

議長（酒井恵明君）

松石議員。

10番（松石信男君）

その中でこのし尿中継維持管理負担金が、わずかですけれども今度追加で補正されておるんですね。中継基地があるわけですけども、これはどういうことでこういうふうに追加されとんですか。

議長（酒井恵明君）

生活環境課長。

生活環境課長（平野 勉君）

し尿中継地維持管理負担金を今回80千円追加をお願いいたしておりますけど、御存じのとおり小都市と共同設置しておりますし尿中継基地が小都市にございます。そこの施設の維持、修繕費が今回出ておりますので、それで追加をお願いをいたしております。

議長（酒井恵明君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（酒井恵明君）

ないようですので、次へ行きます。

4款3項1目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（酒井恵明君）

6款1項2目、3目、4目、5目。後藤議員。

3番（後藤信八君）

3款の3目の学校給食ふるさと食の日支援事業費でマイナス245千円の補正になっておりますが、これでいくと、これたしか18年、19年の限定で聞いておりますけど、18年度より実績が下がるというふうに見ております。食の安全とか非常にこのことが大きく言われる中で、まさか予算がマイナス減額というのはちょっと、むしろ積極活用でそのことをすることが本旨じゃないかと思うんですが、減った理由について。

議長（酒井恵明君）

経済課長。

経済課長（吉浦茂樹君）

これは、減った理由というか、実績で3校で10回やっております。小学校2校、中学校1校でございますけども、ふるさと食の日ということで佐賀県産の農産物を使うということでやってます。延べで1万7,217人ということでなってますけども、実績としまして実施の経費が2,417,940円ということで、今回残り分を減額をさせていただいたということで、結果的にこういうふうな形になったということで御理解願いたいと思います。

議長（酒井恵明君）

よろしゅうございますか。

ほかにございませんか。松石議員。

10番（松石信男君）

その下の施設園芸省エネルギー、それは新規の分で下に線が引っ張ってるわけですが、この内容ちょっと説明ください。

議長（酒井恵明君）

経済課長。

経済課長（吉浦茂樹君）

これは、提案理由のときに財政課長のほうから補足説明をしましたように、燃料費高騰によりまして佐賀県のほうで緊急対策ということで、施設園芸をやってある方、基山町で結果的には1名の方でございますけども、花卉、ハウスちゅうんですか、花の栽培をしてありますけども、そちらがハウス内に保温シートをすると、名称としてはサニーコートっていうものでございますけども、2枚のフィルムの間に1.6mmの空気層をつけるというような内容でございます。先ほどの1軒の農家の方が花卉類ということで11.82aですか、そこで先ほどの保温シートを274m敷設をしてあります。これに対して今回補助金を差し上げるという形でございます。

以上です。

議長（酒井恵明君）

松石議員。

10番（松石信男君）

それはわかりました。御存じのとおり燃料が非常に高騰して、石油が高騰して、非常に農家はハウスをされてるところでボイラーなんか使ってあるところは非常に難儀してあると。燃料費がアップしたという形の中で、今そういう形で補助をされているわけですが、基山町ではこれ以外にもいろいろあると思うんです。例えばグリーンアスパラなんかは全然使わないですか、燃料費は。これ以外に全然使っていないんですか。使っていないですか。使っていないなら結構です。使ってあるならと思ひまして。わかりました。

議長（酒井恵明君）

次へ進みます。平田議員。

12番（平田通男君）

さっきのちょっと関連してお伺いしたいんですが、農業振興費の中のさっきのふるさとの食の日の支援補助金の減額の問題ですが、担当課と学校教育課との連携はどうなってるんですか。こういう形で大きく残すということは、これは一般財源に関係ないですね。県費に戻すわけでしょ、更正してるわけだから。金の出どころは経済課、それを使うところは学校教育課となってると思うんですが、その辺の連携はどうなってるのか答えていただきたい。

議長（酒井恵明君）

経済課長。

経済課長（吉浦茂樹君）



この事業をやる前、それから中間では学校教育課、それからそれに伴う栄養士の先生を交えて協議をやってます。当然、今おっしゃいました連携というのは十分私のほうはやっております。

以上でございます。

議長（酒井恵明君）

平田議員。

12番（平田通男君）

そうしますと、これはもちろん新しい事業でしょうが、19年度でこういう形で更正をするということは、20年度はこの補助金は相当減ってくるわけですね。どうなんですか。同じ金額で来てるんですか。

議長（酒井恵明君）

経済課長。

経済課長（吉浦茂樹君）

これにつきましては、御質問ありましたように、18、19年度は県の補助をいただくということで2分の1いただいております。20年度については、今予算書のほうにあるかと思いますが、今財政厳しい折ですけども何とかお願いをして、今のところ年間5回分を、予算をお願いして今計上させていただいております。

以上でございます。

議長（酒井恵明君）

平田議員。

12番（平田通男君）

そうしますと、学校教育課のほうにお尋ねしますが、十分話し合いをなされて、この新しいこういう補助金があって、それを何が原因で使い切らなかったんですか。こんな大きな金額をここで更正をするということは、そのための話し合いをされてるわけでしょ。学校現場の栄養士なりがこれだけの金を使わんでいいというふうに単に判断してやったんですか。何のためのふるさと食のあれなんです。

議長（酒井恵明君）

学校教育課長。

学校教育課長（高木英文君）

これにつきましては、1人当たり多分140円の補助が出てると思います。その対象児に対して、それに対する補助でございますから、給食に対してはその分は使ってると思います。(「ちょっと4回目ですが、いいですか」と呼ぶ者あり)

議長(酒井恵明君)

ちょっと経済課長に答弁させます。経済課長。

経済課長(吉浦茂樹君)

今のふるさと食の日の結果的には245千円更正をさせていただいてますが、当初の予算でお願いをしておる段階では、延べの1,739名分お願いをしておりました。それで10回分でございますので、1万7,390人でございます。ところが、結果的には延べ人員、先ほど申し上げたんですが、1万7,217人と、実績としてですね。10回は当然実施をしております。その中で差が生じたということでございます。

以上です。

議長(酒井恵明君)

よろしゅうございますか。平田議員。

12番(平田通男君)

ちょっと子供が少なくなったから、最初から単価をそういうふうな1人幾らで計算してやったということですね。だから、実際に給食数が減ったからこういう形で補助金として返したということですね。理解していいわけですかね。そうすると、これはやっぱり学校給食に対するこれ目玉事業でしょ、県の大きな。私はやはり何らかの形で使うように、いわゆる現場としては努力しなくちゃいけないんじゃないかなと思うんですが。単価計算にしてるわけでしょ、1人当たり幾ら使うから幾らと。だから、子供数が減ったからというのは、途中でどうなったか知らんけども、欠席したとかなんかじゃあ給食はつくらんことないからね。給食は欠席しようがつからん、つくるでしょ。じゃあこれだけ転校したということですか。そういう計算で言われるならば、それは学校が答えるべき、転校したってこと。

議長(酒井恵明君)

経済課長。

経済課長(吉浦茂樹君)

私のほうから答弁をさせていただきたいと思いますが、予算上は先ほど申し上げました1万7,390人分予算を見込みをさせていただいておったと。ところが、結果的には実績としま

して1万7,217人をさせていただいたということで、3校とも10回はしておりますので、その中で結果的に差が生じたということがございますので、その中では当然3校、兼ねて兼務をしてありますけども栄養士の方が努力をしていただいてこの取り組みが私はできたというふうに思っております。

以上です。

議長（酒井恵明君）

当初予算は幾らやったですか。見ればわかるばってん。（「1万7,390人分」と呼ぶ者あり）人分だけど、当初予算、金額は見ればわかるとやけど、その辺ば言うてもらおうとね。経済課長。

経済課長（吉浦茂樹君）

申しわけございません。当初予算が2,695千円計上をさせていただいております。これで、今回実績としましてトータルの2,450千円でございますので、その差額を更正をさせていただいたということがございます。

以上です。

議長（酒井恵明君）

よろしゅうございますね。（「もう聞かれんちゃろ」と呼ぶ者あり）特別に1回ふやします。（「だから、生徒数が減ったっていうんならわかるわかるけど、いいです」と呼ぶ者あり）

次進みます。

6款2項1目、2目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（酒井恵明君）

7款1項1目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（酒井恵明君）

8款2項1目、2目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（酒井恵明君）

8款3項1目、3目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（酒井恵明君）

8款4項1目。後藤議員。

3番（後藤信八君）

8款4項1目ですね。

議長（酒井恵明君）

8款4項1目です。

3番（後藤信八君）続

下水道特別会計の繰出金マイナス7,148千円ということではありますが、19年度の当初から毎回15,000千円プラス、5,992千円プラス、13,500千円プラス、そして今回7,148千円マイナスということで、これ18年度からすると20,000千円ほど繰出金大きくなりますが、きのうの原議員の一般質問の中でこの繰出金は使用料と適正な管理費のいわば適正な差については一般繰り出しはオーケーやと。その一般繰り出しの見込みがこれだけ当初から4回とも更正しなきゃいけないぐらいに収支の差が毎回変動するのか、その辺のことについてちょっとお願いします。

議長（酒井恵明君）

下水道課長。

下水道課長（古賀敏夫君）

一般会計からの特会への繰り出しにつきましては、歳入関係につきましては使用料の収納状況が変わってくると、当初につきましては大きく見込めないということで95%の徴収率ということでさせていただいておりますけども、徴収頑張りまして、それぞれに徴収率上げていくという中で、使用料の収入がふえてくるというのも一つあるかというふうに思っております。また、一つ大きな問題として、また流域下水道関係も年度当初につきましては福岡県の額も見込みでありまして、これが確定するということになりますと、そういう点で大体今の方向として比較的安くおさまってきているというのがございます。それともう一つ、消費税の確定申告等は9月末までに行います。そうしますと、消費税の還付額が確定することによって、その分がまた追加になるということもあるようでございます。そういうもろもろの条件の中で、毎回毎回この分を操作させていただくという結果になっておるということでございます。（「はい、わかりました」と呼ぶ者あり）

議長（酒井恵明君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（酒井恵明君）

次行きます。

8款5項1目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（酒井恵明君）

9款1項2目、3目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（酒井恵明君）

10款1項1目、2目。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（酒井恵明君）

10款2項1目、2目、3目、4目。（「3ないよ」と呼ぶ者あり）1目、2目、4目、5目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（酒井恵明君）

10款3項1目、2目、3目まで全部行きます。47ページまで。品川議員。

6番（品川義則君）

2目．イングリッシュデー事業委託料が全額更正ですけども、この内容と、それから、3目もいいですか、その次のページ。3目もまた、一緒に。

議長（酒井恵明君）

そうですよ、3目。

6番（品川義則君）続

この外国語指導助手宿舍借上料ですけども、当初から上がってる分が減額になってまた出ますけども、なぜこうなったかのかも説明をお願いいたします。

議長（酒井恵明君）

学校教育課長。

学校教育課長（高木英文君）

まず2目のイングリッシュデー事業委託料でございますけど、これにつきましては前はALTがおりましたけど、その講師を使いまして英語の1日英語の教室ちゅうか、そういうのを開いてました。それを今回委託にいたしました関係でことは行いませんでしたので、この分を減額しております。それと、3目の外国青年招致事業の外国語指導助手宿舍借上料の増額でございますけど、これにつきましては8月にALTが帰りまして、そのとき宿舍を借り上げておりますけど、その分の精算をしなければいけませんでしたが、精算を誤りましてその分が今回補正をさせていただいております。

議長（酒井恵明君）

次行きます。

10款4項1目、3目まで行きましょう。48ページ。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（酒井恵明君）

ないようですので、49ページ、同じく4目、5目、50ページまで。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（酒井恵明君）

ないようですので、次へ進みます。

10款5項1目、2目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（酒井恵明君）

10款6項1目。松石議員。

10番（松石信男君）

私立幼稚園に対する就園奨励費補助金といって1,000千円ばかり、これは対象児童数が減ったということでございます。現在、この対象の幼稚園、まあ幼稚園ちゅう名前がついとるところなと思うんですけども、どの幼稚園に出されてるのか、説明ください。

議長（酒井恵明君）

園児数の減だったでしょうが。どこの幼稚園のということでしょう。幼稚園名。だれが答弁すと。わからんと。168名から150名に減ってるという説明があつとるから、その18名のどこの。学校教育課長。

学校教育課長（高木英文君）

申しわけございません。第1子が150名が93名、第2子が……

議長（酒井恵明君）

違う違う、幼稚園名、私立の幼稚園名。どこの幼稚園が減ったかという問いです。

学校教育課長（高木英文君）続

幼稚園名ですか。濟いません、幼稚園名はちょっと今手元に資料ございませんので、後からでよろしいか。濟いません、これにつきましては個人が申請されて、それを足して幼稚園ごとに補助をさせていただいております。

議長（酒井恵明君）

その場所はわからないんですか。場所を問うてある。松石議員。

10番（松石信男君）

そうすると、これは基山町内だけの幼稚園に通われてるということじゃなくて、町外も含めて幼稚園に通られているところが申請をされた場合に補助金を出してるということなんですかね。

議長（酒井恵明君）

学校教育課長。

学校教育課長（高木英文君）

そのとおりでございます。基山町から行かれてる幼稚園児に対しての補助でございます。

議長（酒井恵明君）

いいですね。ほかございませんか。

次行きます。

11款1項2目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（酒井恵明君）

14款1項。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（酒井恵明君）

以上で第12号議案の質疑を終わります。

日程第12 第13号議案

議長（酒井恵明君）

日程第12．第13号議案 平成19年度基山町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）を議題とし、本案に対する質疑を行います。

議案書の29ページ、第1表 歳入歳出予算補正について。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（酒井恵明君）

ないようですので、事項別明細書3ページをお開きください。よろしゅうございますか。

まず、歳入。3款2項1目、4目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（酒井恵明君）

4款1項1目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（酒井恵明君）

8款2項1目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（酒井恵明君）

歳出に移ります。1款1項1目、3目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（酒井恵明君）

2款1項1目、2目、3目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（酒井恵明君）

2款2項2目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（酒井恵明君）

2款4項1目。松石議員。

10番（松石信男君）

今回出産一時金1人分追加をされておるわけだと思います。全体的に予算としては19人分というふうに思いますが、これは国保に関する部分だけですけども、全体的な出生関係、



これ18年度に比べて19年度、まだ全部終わってませんけれども、動向はどうか、基山町の、その辺わかれば教えてください。

議長（酒井恵明君）

住民課長。

住民課長（毛利俊治君）

国保に関しては18年度よりも、19年度はまだ見込みでございますけど約5件ほど伸びております。町全体での出生数というのは、申しわけありませんけど、手元に資料を持っておりませんので、約130名前後ぐらいではなかろうかというふうには思っております。

以上でございます。

議長（酒井恵明君）

松石議員。

10番（松石信男君）

そしたら後で聞きますけど、全体的にどうなってるのかなと、子供さんの数がふえてきているのか減ってきているのかということちょっと知りたかったもんで、そしたらまた後でそれはお聞きします。よろしくお願いします。

議長（酒井恵明君）

原議員。

11番（原 三夫君）

出産一時金のところですね。これが歳入のところでは233千円になってましたけど、大体一時金というのは350千円ですね、負担金は、補助は。ところが、ここにその他の財源で233千円、歳入のところですね、歳入。一般財源が117あるんですよ。これは全部その他の財源のところから350千円来るんじゃないのかなと思うんですが、一般財源から117千円出してあるようになってますけど、どういう意味なのかちょっと教えていただきたいと思います。

議長（酒井恵明君）

住民課長。

住民課長（毛利俊治君）

財源内訳の特定財源の233千円の方でございます。これは事項別明細書の5ページの一般会計繰入金の出産育児一時金の233千円の方が、350千円のうち3分の2は一般会計からの繰入金で賄いますので、その分をここに充当させていただいてます。（「わかりました」と呼

ぶ者あり)

以上でございます。

議長(酒井恵明君)

次行きます。

6款1項1目、2目。(「2款5項」と呼ぶ者あり)はい、もう次ははぐっておりますので。2款5項1目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(酒井恵明君)

6款1項1目、2目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(酒井恵明君)

10款1項。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(酒井恵明君)

以上で第13号議案の質疑を終わります。

日程第13 第14号議案

議長(酒井恵明君)

日程第13. 第14号議案 平成19年度基山町老人保健特別会計補正予算(第4号)を議題とし、本案に対する質疑を行います。

議案書の32ページをお開きください。

第1表 歳入歳出予算補正について。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(酒井恵明君)

ないようですので、事項別明細書に入ります。

3ページをお開きください。

歳入、いいですか。歳入、1款1項1目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(酒井恵明君)

2款1項1目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（酒井恵明君）

3款1項1目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（酒井恵明君）

4款1項1目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（酒井恵明君）

次、歳出行きます。1款1項1目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（酒井恵明君）

2款1項1目。松石議員。

10番（松石信男君）

濟いません。そこの医療給付費です。歳出もこの医療給付費に基づいて歳入もという形になってるといふふうにお聞きして、そこに医療費補助金が171,120千円ということでたしか説明はあったというふうに思いますが、これだけ大きく減額更正されているわけでありまして。もう一度、濟いません、この件について説明をお願いします。

議長（酒井恵明君）

住民課長。

住民課長（毛利俊治君）

医療給付費と補助金の171,124千円の減額でございますが、本年度の実績とあと今年度の見込み額で出しております。一応、平成19年の当初予算の編成段階でおきましては、平成18年度の医療給付費をベースに算定をいたしておりますとともに、平成18年10月からの現役並み所得者の自己負担額が2割から3割に変更になりました。また、老人医療費の対象者が前年度と比較しまして減少もしておりましたので、当初を作成する段階で18年の当初と比較いたしましてマイナス76,078千円の減ということで当初見込んでおりましたが、今年度の実績がそれよりも毎月毎月の分が減っておりましたので、それに基づきまして今回減額補正をさせていただきます。

以上でございます。

議長（酒井恵明君）

松石議員、よろしゅうございますか。（10番松石信男君「はい」と呼ぶ）

次行きます。

5款1項1目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（酒井恵明君）

以上で第14号議案の質疑を終わります。

ここで2時10分まで休憩いたします。

～午後2時 休憩～

～午後2時13分 再開～

議長（酒井恵明君）

休憩中の会議を再開いたします。

先ほど来、議案書の12ページ、第7号議案での質問の答弁、積み残しがありましたので、ただいまより経済課長の答弁を求めます。経済課長。

経済課長（吉浦茂樹君）

答弁に時間をとりましてからまことに申しわけございません。重松議員からお尋ねがございました。まず中小企業のご概念でございますが、これにつきましては中小企業信用保険法にございます第2条に定義でございますが、中小企業者とは資本金の額または出資の総額が3億円以下の会社、ただし小売業またはサービス業を主たる事業とする事業者については50,000千円、それから卸売業を主たる事業とする事業者については1億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が300人以下、小売業を主たる事業とする事業者については50人、それから卸売業またはサービス業を主たる事業とする事業者については100人以下の会社及び個人ということで定めがってます。それで、基山町の融資条例にこの事業者を貸し付けの対象にしておりますけども、第4条で町内に店舗、工場もしくは事業上有する会社、組合、または個人で中小規模の事業を営み町内に住所を有し、かつ原則として同一業種を1年以上継続して経営している者ということになっております。

次に、貸し付けの残高でございますが、現在のところ1行については調査中ということで、2行の合計でございますが、21件の54,246,500円でございます。

それから次に、銀行と借り手の焦げつきはどうかと、これにつきましては3行ともそれは

ありませんということで回答を得ております。

以上でございます。

議長（酒井恵明君）

ありがとうございました。

引き続き、原総務常任委員長より議案書の第3号議案について、7ページの、総務常任委員会の枠の中で他のいずれの委員会にも属さないものはあるかという問いに対しての答弁をしていただきます。

総務常任委員長（原 三夫君）

今の件につきましては、ありませんでした。

以上でございます。

議長（酒井恵明君）

ありがとうございました。

それでは、さきに戻ります。

#### 日程第14 第15号議案

議長（酒井恵明君）

日程第14．第15号議案 平成19年度基山町下水道特別会計補正予算（第5号）を議題とし、本案に対する質疑を行います。

議案書の35ページをお開きください。

第1表 歳入歳出予算補正について。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（酒井恵明君）

ないようですので、事項別明細書をお開きください。3ページをお開きください。

行きます。歳入、1款2項1目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（酒井恵明君）

2款1項1目、2目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（酒井恵明君）

2款2項1目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（酒井恵明君）

6款2項1目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（酒井恵明君）

8款3項1目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（酒井恵明君）

歳出に入ります。1款1項1目。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（酒井恵明君）

2款1項1目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（酒井恵明君）

2款2項1目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（酒井恵明君）

3款1項2目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（酒井恵明君）

4款1項1目。片山議員。

5番（片山一儀君）

直接それぞれ1項ずっと本当は質問求めたかったんですが、まとめてちょっとお願いをしたい、質問させていただきます。

議長（酒井恵明君）

ちょっと待ってください、片山議員。全体でですか。

5番（片山一儀君）続

全体っていう言葉は悪かったかもわかりませんが、補正について質問したい、今までの金額をずっと。本当はしてもよかったですけども。意味がわかりませんか。

議長（酒井恵明君）

私は今4款1項1目を求めています。それについてでしょ。

5番（片山一儀君）続

それも含めて質問してるんです。

議長（酒井恵明君）

片山議員。

5番（片山一儀君）続

非常に各課長それぞれおやりになって本当は各項目で質問したかったんで、そこは大変な時間がかかると思うんで、最後に質問させていただきたいんですが、非常に見てまじめにおやりになってる。それぞれに私が質問したかった事項は、積算資料があるかっていうこと。次の16にもあるんですけども、積算資料を出していただけるかってこういうことなんです。要するに、非常にまじめにやってる、それは平田議員からもあったように何で使い切らないんだという発想もあるんです。ところが、これデータ上げて出し入れをきちっとこうやられてる、本当にまじめだと思うんですが、逆の見方をすれば見積もりが非常に甘かったんじゃないかな、積算資料がですね。やり方としてずっとデータを全部現実をつかまえて、それから積み上げて意図を持って積み上げるやり方と、去年がこうだからこれぐらい増減しようかというぐらいの仕方をすると非常に危ない、要するに財政が厳しいとおっしゃってながら見積もりがぐあい悪くなるんじゃないかと。私は3年間主計官とやりとりをしました。そのときのデータは会議時間だったら分まで積算するんです。それで、自分の意図を持ってこういう事業を立ち上げます、これ以上お金下さいと、こうやり方があるんですが、そうすると余り誤差が出ないんですよ、補正がそれだけ。いろんな要素で補正があると思うんですが、例えば、これはもう済んだことですけど、次の20年度について幾つか積算資料を提出いただけるかどうか、そこんとも含めて、次のこともあるんですが、補正の積算資料。これもし書いていただいた後、次の議案のところでもう一回質問します。

議長（酒井恵明君）

積算資料は20年度の当初予算から……（「もう一回そのとき言います」と呼ぶ者あり）ということですね。

暫時休憩します。

～午後2時22分 休憩～

～午後2時27分 再開～

議長（酒井恵明君）

休憩中の会議を再開します。

ほかにごいませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（酒井恵明君）

ないようですので、以上で第15号議案の質疑を終わります。

日程第15～19 第16号議案～第20号議案

議長（酒井恵明君）

日程第15．第16号議案より日程第19．第20号議案まで一括議題とします。

平成20年度の予算に対する総括質疑の通告は今回はございませんでしたので、第16号議案より第20号議案までの質疑を終結します。

日程第20 第21号議案

議長（酒井恵明君）

日程第20．第21号議案 基山町国民健康保険条例の一部改正についてを議題とし、本案に対する質疑を行います。

後で配付された追加の議案書をお開きください。ごいませんか。松石議員。

10番（松石信男君）

第1回目として幾つか質問をいたします。

まず、質問の1つ目ですが、平成20年度は老人保健の拠出金、19年度、今年度ですが、に比べてどれだけ減額になるのかが1つです。それから、2つ目が支援金の金額ですけれども、これは幾らに全体的になるのか、それが幾らになるということで支援金に対する新たな課税という形で出てきているわけですので、支援金は何億円かなと思います、幾らになるのか。それから、3つ目が後期高齢者に対する支援金分の負担割合、応能率と応益率、この負担割合は何対何ちゅうか、何%、何%。すぐ5対5という形で医療分なんかはできるだけ近づけるという形でやられておるわけですけれども、支援金分についてはどのような割合になっているのか、ちょっと説明をお願いします。

議長（酒井恵明君）

住民課長。



住民課長（毛利俊治君）

平成20年度の老人保健拠出金でございますが82,611千円で、平成19年度は、現予算でございますが、353,826千円となっております。平成20年度の後期高齢者支援金は159,201千円の予算を計上させていただいております。後期高齢者支援金分の応能割、応益割の分につきましては、50対50を基本にいたしております。

以上でございます。

議長（酒井恵明君）

松石議員。

10番（松石信男君）

そうしますと、ちょっと言われなかったんですが、老人保健拠出金ですが、ことしは353,826千円で、20年度は82,611千円ということで、来年度は拠出金が271,215千円減額になると、引けばいいわけですので、というふうになると思います。そのかわりとして、保健拠出金が減るわけですから、そのかわりとして支援金分を今度は入れないかんというふうになるわけですが、その159,200千円ということで、私は拠出金が減るから今回国保税はひょっとしたら上がり下がるのかなと、率直にこれだけ比較すれば大幅に浮くわけであります。だから、そう感じたところですが、そうはならないということの説明はるありました。その辺はもう一回確認させていただいていいですね。拠出金については271,000千円減って、逆に支援金分として159,200千円と、ちょっと確認させてください。

もう一つ、後期高齢者の支援金分の負担割合、いわゆる応能率と応益率、このいただいた資料によれば所得割率が1.7%、これが応能率ですね、それから均等割と平等割、5,300、6,600となっておりますが、これが応益率というふうに言われると思いますが、これが5対5ちゅうことで計算をしたと、で出したということでよろございますでしょうか。もう一回説明ください。

議長（酒井恵明君）

住民課長。

住民課長（毛利俊治君）

後期高齢者の支援金分と老人保健の拠出金の額の差額については、議員がおっしゃるとおりでございます。支援金の分の先ほどの所得割が1.7%、均等割額5,300円、平等割額6,600円につきましては平準化をしまして算出をいたしております。

以上でございます。

議長（酒井恵明君）

松石議員。

10番（松石信男君）

そうしますと、さっき言いました一つは拠出金が270,000千円ばかり減ってこの差額、120,000千円ばかり、この辺浮くのかなというふうにさっきちょっと思って先ほど言いましたが、そうはならないと。それからもう一つ、支援金分の負担割合、いわゆる50対5と、これについて今まで私も言ってきたんですが、つまりいわゆる応益率を上げると、上げるとちゅうと語弊がありますが、いわゆる50対5と、平準化するというふうになると、どうしても低所得者の方に負担がかかってくるというふうに私はなるというふうに思うんです。その辺での、例えば応益率は少なくしようと、応能率、いわゆる所得の高い人についてはもうちょっと負担割合を大きくしようというその辺の検討というか、はされた結果なのか、いやもう検討もいたしておりませんと、もう最初から5対5ですと、ということでそういう考えのもとにやられたのかどうか。まず、さっき言った低所得者に非常に重い負担に50対50ちゅうのはなるんじゃないかと。その辺の見解も含めまして、御答弁ください。

議長（酒井恵明君）

住民課長。

住民課長（毛利俊治君）

基本、応益割と応能割の基本は平準化で50対50でございますが、50対50の案と51対49とか3パターンぐらいの案を一応つくらせていただきまして、国保運営協議会のほうに諮問をさせていただいております。その中で、結果的には1%程度の分は応能割の分が高くなって、私はさっき50対50を基本としますと言いましたけど、結果的には49%と51%ぐらいの割合になってるんだと思ってます。ただ、この応能割と応益割の率が、確かに応益割の部分の上げると低所得者のほうに負担がふえてきます。ただ、この応能割の部分の平準化が崩れますと、国のほうの補助金まで響いてきますので、平準化というのは図っていかねばならないというふうに思っております。

以上でございます。

議長（酒井恵明君）

ほかにございませんか。後藤議員。

3番（後藤信八君）

全協のときの資料も含めて、後期高齢の支援金というのは若年層からの4割負担の支援というふうに理解をしておりますけども、収入のほうで前期高齢者交付金というのが4億円以上ありますけども、これはどういう基準ちゃうか、どこからどんなふうに入ってくる、従来の療養給付金を前期と給付金に分けたものなのか、ちょっとその辺のこの確認と、もう一件、これはお願いでありますけども、今回の従来の国保と老人保健、今度新しく国保と後期高齢というふうになるわけでありまして、お金のやりとりが相互にいろいろ発生して収支が非常に読みにくいというんですか、最終的には合計で国保と老人保健合計で基山町としてはどうなるのかということシミュレーション、20年度は経過がありますからもっとややこしい試算になるかと思いますが、例えば21年度においては国保と老人保健合わせたら今度の国保と後期高齢合わせて収入と支出、こういう形になりますというふうな形のものでもシミュレーションという形で出していただければ、ぜひお願いしたいと思います。

議長（酒井恵明君）

住民課長。

住民課長（毛利俊治君）

前期高齢者の交付金の分でございますが、平成20年度は一応400,011千円を予算計上させていただいておりますが、これは退職医療制度が廃止になりまして、65歳から74歳までの被保険者の方がすべて一般被保険者となり、国保のほうはその被保険者の率が高うございます。基山町で約38%程度ありますけど、その率を社会保険が持っている前期高齢者の率との差額を、差額といいますか、差を全国平均の12.4%に近づけるために、前期高齢者が多いところについては結局医療費も高くなって負担もふえてきますので、少ないところから支出をさせるということで、後期は社会保険のほうから、全国平均の12.4%よりも低いところから、町のほうで言いますと前期高齢者納付金という形で歳出のほうでとって、その分を率が高いところに交付をするということになります。

先ほど21年度のシミュレーションとかをやってるかということでございますが、一応議会の資料ではございませんけど、全員協議会のときにお渡ししたところまでの試算までしかやっておりません。

以上でございます。

議長（酒井恵明君）

後藤議員。

3番（後藤信八君）

要は、健康保険組合等からの拠出金という、従来の例えば老人保健に健保から拠出をしようとしたような形のものの支援金ということですね。

議長（酒井恵明君）

住民課長。

住民課長（毛利俊治君）

現在の19年度までにつきましては、退職被保険者の分につきましては税で一般被保険者の税率と準じた形で徴収をいたしておりますので、課税をいたしておりますので、それと医療分を差し引いた残りは療養給付費交付金という形で今まではきておりました、退職被保険者につきましては。それにかわる部分が前期高齢者交付金という形になっているものというふうに考えております。

以上でございます。（「わかりました」と呼ぶ者あり）

議長（酒井恵明君）

ほかにございませつか。鳥飼議員。

4番（鳥飼勝美君）

非常に国保といひますか、複雑な制度で非常にまたわからないということで今後町民の方にPRをぜひとも、特に高齢者が多くござひますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

私の質問といたしましては、今シミュレーションとして平成20年、21年度の2カ年間に出現して、この改正税率でいくと21年度で歳入歳出が0と。この高齢者の医療の確保に関する法律に基づいて後期高齢者医療制度が制定されて、この保険料については第104条でおおむね2年を通じ財政の均衡を保つことができる保険料として定めなさいということが記載されておるわけでございますけど、この国保会計についても後期高齢者の支援金分の増嵩におきまして基山町の国民健康保険財政に与える影響ちゅうのは大きいものがあると思ひます。今回税率を改正しても、2年後には医療費の動向ではまた再度国民健康保険の財政運営のために保険料の値上げなりというのを、ちょっと平成21年度でこのシミュレーション、比較表は0になってますから、このまんまでいくとその辺の状況をどういふもんか、再度国保税を2年でまた再度見直すのか、その辺をお聞ひします。

議長（酒井恵明君）

住民課長。

住民課長（毛利俊治君）

全員協議会の資料の平成20年度の分を見ていただきますと、その一番下の予備費というところがありますので、33,812千円が翌年度に繰り越す分ということで上げております。21年度については41,000千円程度ということで上げておりますので、21年度までは改正後の率であれば収支は大丈夫だというふうに試算はいたしております。ただ、先ほど鳥飼議員も言われましたけど、後期高齢者医療にかかる部分の保険料及びそれにかかる支援金関係が21年度までの医療の動向によっては変更になる場合もありますので、それによっては後期高齢者の支援金分についてはまた見直しをしていく必要もあるのではないかというふうには考えております。

以上でございます。

議長（酒井恵明君）

鳥飼議員。

4番（鳥飼勝美君）

そういうところで非常に国民健康保険税の非常に税率が上がるということで、少ないこの国保会計の財政状況から見ても非常に難しいことだと思いますけど、財政調整基金の積み立てについて最大限に努力して、この辺の目標じゃないですけど、この辺も含めた基金の積み立てということも国保会計として担当者としてはどういうふうに、課長としては考えてあるか。私としては幾らかでも財政調整基金を積み立てて、今後の国保会計にちょっと影響があったからということですぐ国保財政の料金の値上げじゃなくて、その辺の努力なり、担当課長の見解をお伺いします。

議長（酒井恵明君）

住民課長。

住民課長（毛利俊治君）

財政調整基金というのは大変担当課長といたしましては重要な基金ではないかというふうには思っております。ただ、現在21千円ほどの基金残高でございますので、今後これを積み立てるとなるとどうしても税率等の改正がまた再度考えなければなりません。そうすると、被保険者の方への御負担がまたアップしてくる可能性もあります。今後は平成20年度から特定健診等も始まりますが、それによっては医療費の適正化等も図っていきたいと思っております。

ただ、この特定健診が始まるにしましても、1年、2年でその成果があらわれるものではないと思っています。だから、長期的に見てからその辺のところも考えたところで、もし積める財源ができれば財政調整基金に積んで、もしものときのための基金というふうにはしたいというふうには考えております。

以上でございます。

議長（酒井恵明君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（酒井恵明君）

ないようですので、第21号議案の質疑を終わります。

以上ですべての質疑を終了いたしました。

#### 日程第21 予算特別委員会の設置について

議長（酒井恵明君）

日程第21．予算特別委員会の設置についてを議題といたします。

お諮りします。

委員会条例第4条の規定により、今期定例会に予算特別委員会を設置し、同条第2項の規定により予算特別委員会の委員の数を13名と決するに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（酒井恵明君）

御異議なしと認めます。よって、以上のとおり決定いたしました。

次に、予算特別委員会委員の選任については、委員会条例第5条の規定により議長において指名したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（酒井恵明君）

御異議なしと認めます。よって、議長において予算特別委員会の指名を行います。

予算特別委員会委員には大山勝代君、重松一徳君、後藤信八君、鳥飼勝美君、片山一儀君、品川義則君、一万田裕伸君、林博文君、大山軍太君、松石信男君、原三夫君、平田通男君、池田実君、以上でございます。

付託表の配付をいたします。

しばらくお待ちください。

〔資料配付〕

議長（酒井恵明君）

失礼しました。委員のお名前を少し間違ったようです。鳥飼勝美君です。訂正し、おわびします。

お諮りします。会議規則第38条の規定により、今期定例会休会中の審査に付するため、別紙議案付託表記載どおり、これを総務常任委員会、文教厚生常任委員会、経済建設常任委員会、基山小学校改築特別委員会、予算特別委員会に付託することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（酒井恵明君）

御異議なしと認めます。よって、以上のとおり決定いたしました。

ここで、先日の一般質問で大山勝代議員の一般質問の中で子育て支援策の充実についてで学童保育の件で質問がございましたが、答弁が何か複雑とはいいいませんが、受け方によってはどうもいろんな方面の受け方ができるような答弁がございましたので、ここで改めてきちりとした答弁をいただきますので、よろしく願います。

福祉課長。

福祉課長（岩坂唯宜君）

朝から御審議いただいて今の時間までお疲れのところ大変申しわけございません。今議長のほうから御指摘ございましたきのうの私の答弁の中で、大山勝代議員の御質問で21年度までに6年生までの拡大ができるのかということに對しまして、私といたしましては、担当課長といたしましてはやっていかなければならないと思っておりますという回答をいたしました。この回答が言葉足らずでいろんなとり方になるということで、大変御迷惑をおかけいたしましたして申しわけございませんでした。私といたしましては、それに向けて努力をしていきたいということで回答をさせていただいたつもりでございます。決してやりますということではなくて、それに努力をしていきますという決意も含めて回答させていただいたものと思っておりますので、そこを御理解いただきまして、昨日の回答内容については大変申しわけなく思っておりますので、よろしく願います。

議長（酒井恵明君）

ただいま福祉課長の答弁のとおりでございますので御理解ください。

本日の会議は、以上をもって散会いたします。

～午後2時55分 散会～